

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025
E-mail jalisa@jalisa.info
20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007
Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.188 May 1, 2016

■Coming in June! Sixth Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-6) in Nepal

□Your Participation Is Requested in COLAP-6	Yayoi HASEGAWA, JALISA Secretary-General	1
□COLAP-6 Preparatory Committee (Nepal) Report	Jun SASAMOTO, JALISA Vice-President	2
□COLAP-6 Breakout Session Program	Jun SASAMOTO, COLAP Japan Preparatory Committee Chairperson	4
□Program and Conference Details		6
□Founding and Significance of an Asian Lawyers Association	Jun SASAMOTO, JALISA Vice-President	9
□The Dangerous 'Nation-Building' to which the Abe Administration Aspires	Hiroshi MIYASAKA, Lawyer	11

■The Right to Peace: Working Group to Be Held in July

□The Right to Peace: Recent Developments (October 2015 through March 2016)	Jun SASAMOTO, JALISA Vice-President	15
□The Right to Peace — The Long Process of Building a Foundation: An Introduction to a Paper by Andrea Cofelice	Akira MAEDA, Professor, Tokyo Zokei University	18

■IADL Report

□Statement on the Middle East Situation by the Arab Lawyers Union and Dr. Hassan Jouni(IADL)		26
□The US Is Still Violating the UN Charter After 70 Years	Marjorie Cohn	29

■Migrant/Refugee Problems

□Introduction to a Report by a South Korean NGO	Yayoi HASEGAWA, Lawyer	33
□Breaking: The Third Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on Nuclear Power and Human Rights	Masakazu OHKUMA, JALISA President	36

■Books Useful for JALISA Activities

□Personal Experiences on the Battlefield: A Record of Silence Winter Soldier, Iraq and Afghanistan: Eyewitness Accounts of the Occupation	Aisa KIYOSUE, Associate Professor, Muroran Institute of Technology	38
--	--	----

■New Column Series: My Thoughts on Article 9

□About the Nobel Peace Prize Campaign	Satoko NORIMATSU, Vancouver Save Article 9 Coordinator	40
□New Member	Asami KOMAKI, Bookkeeping and Accounting Test for International Communication (BATIC) Accounting Controller	43
□New Column Series: My Involvement with JALISA Activities	Yuka URUSHIBARA, JALISA Board member	45

■The Memorial Message and Statement at the "Citizens' Gathering to Commemorate Tadakazu Fukase: Defending and Promulgating the Pacifist Constitution(Sapporo)"

□Commemorative Messages on the Late Tadakazu Fukase	Jun SASAMOTO, Secretary-General of the Japan Committee of International Campaign of the Right to Peace, and Director of the Japan Federation of Bar Associations International Human Rights Committee	46
□Implementing the Deeper Meaning of Fukase Constitutional Scholarship in the Advancement of Theory and Practice	Aisa KIYOSUE, Associate Professor, Muroran Institute of Technology	47

JALISA Diary
Editorial Notes

50
50

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.188

2016年 5月1日発行

定価1000円

JP番号: 01025777

■ 6月開催 COLAP-6！ネパールでの第6回アジア太平洋法律家会議

□COLAP-6に参加しませんか	日本国際法律家協会事務局長	長谷川 弥生	1
□COLAP-6準備委員会(ネパール)報告	日本国際法律家協会副会長	笹本 潤	2
□COLAP-6の分科会プログラムについて	コラップ日本準備会実行委員長	笹本 潤	4
□プログラムと会議の詳細			6
□アジアの法律家協会の設立の意義(9)	日本国際法律家協会副会長	笹本 潤	9
□安倍政権の目指す危険な「国づくり」	弁護士	宮坂 浩	11

■新連載 私は 憲法9条をこう考える

□「ノーベル平和賞」運動について	バンクーバー9条の会世話人	乗松 聡子	40
□「JALISAの活動とわたし」	日本国際法律家協会理事	漆原 由香	45
□「深瀬忠一さんを記念する市民集会ーいま、平和憲法をまもり、ひろめる」	(札幌)への追悼メッセージ・発言紹介		46
□故深瀬忠一先生 追悼メッセージ	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長、 日弁連国際人権問題委員会幹事	笹本 潤	47
□深瀬憲法学の意義を实践と理論の発展にいかす	室蘭工業大学大学院准教授	清末愛砂	48
JALISA 活動日誌			50
編集後記			50

■平和への権利 7月に作業部会開催

□平和への権利 この間の動き(2015年10月～2016年3月)	日本国際法律家協会副会長	笹本 潤	15
□平和への権利——基準づくりの長いプロセス——アンドレア・コフェリチェ論文の紹介	前田 朗(東京造形大学教授)		18

■IADL報告

□中東情勢についてのアラブ法律家協会とハサン・ジュニ氏(IADL)による声明		26
□70年たっても国連憲章違反を続けるアメリカ	マージョリー・コーン	29

■移民問題

□韓国 NGO によるレポートの紹介	弁護士 長谷川弥生	33
□<速報>第3回“原発と人権”全国研究・交流集会 in 福島 開催される	日本国際法律家協会会長 大熊政一	36

■JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

□「戦場体験者ー沈黙の記録」『冬の兵士ーイラク・アフガン 帰還米兵が語る戦場の真実』	室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末愛砂	38
---	------------------------	----

6月開催 COLAP- 6! ネパールでの 第 6 回アジア太平洋法律家会議

COLAP- 6 に参加しませんか

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

2016年6月17日から19日まで、ネパールの首都カトマンズにおいて、第6回アジア太平洋法律家会議が開催されます。

この会議はもともと昨年の同時期に開催される予定でしたが、2015年4月にネパールに大災害をもたらした地震のために延期されたものです。

私は今年の2月にカトマンズで開催された準備委員会に参加してきました。空港やホテルでの滞在などには問題がないと感じましたが、一歩街の中に出れば、震災の跡が痛々しく残っており、地震の被害の大きさを感しました。1年前には地震発生直後であったこともあって、ネパールで国際会議をすることは難しいのではないか、との意見もありました。1年経ったいまでもそのようにお考えになる方もいらっしゃるかもしれません。

しかしネパールの人々こそ、この会議の成功のために一生懸命です。観光立国であるネパールにおいて、地震の前と同じ様に世界中の人々がネパールを訪れることを願っておられることがひしひしと伝わってきました。

私が準備委員会に参加した際には、ネパールの法律家団体PPLAのお取計らいにより、ネパールの首相を表敬訪問することができました。首相からもCOLAP-6の開催を歓迎すると言われました。またセレモニーにもご出席いただけるようです。

このようにネパールの人々にとっても重要な会議です。また今回のCOLAPでは恒常的なアジアの法律家団体を設立しよう、という発議もされる予定です。みなさま、ぜひご参加ください。会議の内容は4項以降にご紹介します。ぜひ!



ネパール首相(一番奥)にCOLAP-6への参加を要請

COLAP- 6 準備委員会(ネパール) 報告

日本国際法律家協会副会長 笹本 潤

2月26, 27日のネパールのカトマンズでのCOLAP-6国際準備委員会に笹本、長谷川が出席しました。

出席は、ネパールからは、ラビンドラ、ギャネンドラ、ミラン、ハリー、スーマン、PPLAの議長、事務局長などで、国際準備委員会の方は、ジテンドラ・シャーマ(インド)、アクター・フセイン(パキスタン)、レ・ミン・タン教授(ベトナム)、グレース(フィリピン)、長谷川、笹本(JALISA)でした。

1日目は、午前中に、COLAP-6の会場となるマールホテルの見学をしました。カトマンズの中では最も高級な方のホテルで、会議場となる部屋などを見学しました。午後は、主にCOLAP-6の4つの分科会の内容について議論しました。

分科会の構成(2つずつ平行してやるかどうか)と分科会内の各トピックについての表現などをめぐって午後中、議論しました。トピックの表現で、問題になったのは、南シナ海、選挙の制度、などで、最終的には別紙のような分科会の各トピックになりました。

昨年までに出ていたトピックの確認作業が中心ではありましたが、特にネパール準備委員会の方が積極的に発言され、現地委員会の意気込みが感じられました。

開発の分科会3では、原子力エネルギーの危険と開発の関係についてのトピックを入れるよう提案しました。結局入ることになったのですが、「規制されない原子力の危険性と経済開発」のような表現になりました。開発途上国・輸入国からはどうしても開発が優先され、そのような表現になってしまうようです。COLAP-6の当日の分科会で議論しようということにしました。福島原発事故を経て、日本からの問題提起が重要になるかと思います。



PPLAの会長と事務局長がJALISAのみなさんに感謝

また、PPLA(進歩的法律家協会)の会長、事務局長が、JALISAからの地震被害への援助募金に感謝されました。まだ大切に使い続けていると伝えてほしいと言っていました。

町中を見学すると、カトマンズ市内はほとんど被害を受けていないようですが、地方の方で家がなくなった人は、市内にテントの難民キャンプを作って暮らしていました。

2日目は、COLAP-6の開会式に出席してもらうよう、



準備委員会の会議の様子 Vaishali hotel



ネパール首相にCOLAPへの参加を要請するシャーマ氏

ネパールの首相官邸に準備会のメンバー約20人で訪問しました。現在のK.P. シャルマ・オリ首相に対し、ジテンドラ・シャーマから正式に出席依頼の手紙を渡したところ、首相は民主的に憲法が成立したことを語ってもらい、COLAP-6に出席することを引き受けてくれました。

2日目午後の議論は、アジアの法律家協会の憲章の提案がジテンドラからなされ、協会の名称や、イメージなどが提案されました。準備会議の直前に提案されたため、これから各国の協会に意見を求め、3月末までに、意見を集約し、それをさらに詰めて、COLAP VIの本会議で提案していく予定です。今後のアジア法律協会の立ち上げ以後の組織・運営に関しては、JALISA にもかなりの期待がされています。

また、各分科会の司会やレポーターについても修正がありました。

日本からは、分科会2（人権）のラポルター(閉会式で報告する人)を引き受けることになり、分科会1（平和）の分科会の議長はIADLの会長か事務局長にやってもらうことになりました。(会議プログラム参照)。

全体を通じてアジアのメンバーと2日間にわたって、直接対面して時間をとって話ができたので、これからのCOLAP VIやアジアの法律家協会の確立に向けていいスタートとなりました。

COLAP- 6の分科会プログラムについて

コラップ日本準備会実行委員長 笹本 潤

ネパールの準備委員会では、COLAP6の当日のプログラム（特に分科会のテーマ）も突っ込んだ話し合いが行われました。次ページ以降に、そこで決まったプログラムを掲載します。

それらの中でも特に分科会の日本からの発表に関連するものをコメントします。

分科会1（世界の平和と地域の平和）

●「隣国間の紛争／意見の違いの平和的解決と国際法、二国間協議ないし国連機構の利用」

これは、南シナ海の問題や尖閣の問題などを中心に扱います。限定されていないので、日本の歴史認識（慰安婦問題）の問題などもテーマに入れることも可能です。特に今南シナ海で、中国とベトナム、フィリピンとの間で緊張が高まっています。法律家としてこのような問題にいかに対処していくべきか、という建設的な議論が期待されます。

●「軍縮と核兵器の廃絶」

核兵器の廃絶に向けての議論が中心です。北朝鮮の核開発やロケット発射の問題もここで扱われます。北朝鮮の法律家も参加する中で、どのように核廃絶の問題で連帯していけるかが焦点です。

●「アジア太平洋地域におけるアメリカ拡張政策の影響と平和への脅威」

日本（沖縄）、フィリピン、韓国では、米軍基地や米軍の駐留について、より軍事化が激しくなる動きがあり、東アジアの緊張が高まる大きな要因になっています。これらの問題についてもアジアの法律家が連帯して、いかに取り組んでいけるかが課題となります。

●「日本国憲法9条への脅威と新安保法制の課題」

アジアの会議なのに、「日本の憲法9条」が取り上げられるのには、格別の意味があります。日本の9条改正は、日本のみならずアジアの国際情勢を戦争と紛争の耐えない地域に変えてしまうこと、そして9条は平和の国際法の流れを汲んだ世界でも貴重な憲法であること、いずれの意味でもアジアと世界にとって意味が大きい。安保法制によって日本の9条がなし崩しになってしまうことへ、アジアの法律家は関心をもって見つめています。

分科会2（人権）

- 「移民の権利の保護、及びアジア太平洋地域における人身売買への
取り組み」

日本で問題となっている東アジア（フィリピン、タイ、中国、ネパールなど）から移民の権利を
守る問題や、人身取引、難民認定の問題もこのテーマで扱えるでしょう。前回のマニラでの
COLAP5の時には、移民問題の特別分科会が開かれ、移民を送り出す国と受け入れる国の
法律家が連帯して何が出来るかの議論がされ、その後の連帯した活動につながってきました。

- 「政治参加及び政策決定における女性の平等の確保」

2月に女性差別撤廃条約の日本政府審査が行われました。日本における差別の実態をア
ジア諸国と比べてみることもできるでしょう。最近話題になっているアダルトビデオの被害もこのテ
ーマで扱うことができます。

- 「人権としての平和への権利」

平和を人権の問題として捉える平和への権利が国連人権理事会で議論されています。
人権問題とはどういうことか、日本の平和的生存権や国連の人権システムからこの問題を報
告します。

分科会3（経済的発展の権利）

- 「規制されていない原子力開発とその危険性」

このテーマは、2月の準備会で入れてもらいました。日本では福島原発の事故が起こって
以来、原発の危険性に国民的な目覚めがあり、一方南アジアの国々の政府は、開発ための
原子力発電や輸入が推進されています。このような問題として、アジアの法律家としてどう考
えて行動していくべきか、が議論の焦点となります。原発の危険性については、日本からのレポー
トが重要な役割を持ちます。

分科会4（民主主義を脅かすもの）

この分科会では、各国において民主主義を破壊するさまざまなテーマを取り扱います。選
挙制度の問題、弾圧立法の問題、日本でしたら、ヘイトスピーチの問題や盗聴法などの問題
はこの分科会がいいと思います。また、反テロリズムによる弾圧や、朝鮮半島における思想・
政党弾圧や、日本の治安維持法の問題などもこの分科会の予定です。



Conference of Lawyers of Asia Pacific (COLAP VI)

(17-19 June, 2016 Kathmandu, Nepal)

Organizing Committee Kathmandu Nepal

Phone: +977-9841277445, E-mail: colapvinp@gmail.com

プログラムと会議の詳細（2016年2月27日版）

日付/時間	会議とテーマ
6月16日	ビューローメンバーの到着 準備委員会（午後）
6月17日	①参加者の到着と登録、②IADLビューローミーティング、③開会式
9:30A. M. – 4:00P. M.	参加者の到着と登録
9:30A. M. – 4:00P. M.	IADLビューローミーティング
5:30P. M. – 7:00P. M.	開会式
6月18日	①総会、②分科会IとII（並行）、③アジア地域法律家組織、④サイドイベント
7:00A. M. – 8:30A. M.	ホテルで朝食
9:00A. M. – 10:30A. M.	全体会：ネパールにおける民主化プロセスの発展と課題 （憲法20分、人権15分、司法15分、討論30分） ネパールの講師(TBC)+ IADL
10:30A. M. – 11:00A. M.	休憩
11:00A. M. – 13:00P. M.	分科会Iと分科会II（並行開催）
	分科会I 世界平和と地域平和 議長：IADL（会長が事務局長） 副議長：ベトナム、ネパール 報告者：フィリピン 基調報告者：日本, Roland Wely(IADL), ベトナム 1. 軍縮と核兵器の廃絶 2. アジア太平洋地域におけるアメリカ拡張政策の影響と平和への脅威 3. 隣国間の紛争／意見の違いの平和的解決と国際法、二国間協議ないし国連機構 の利用 4. 日本国憲法9条への脅威と新安保法制の課題
13:00P. M. – 14:00P. M. （会場のホテルで昼食）	
14:00P. M. – 16:00P. M.	分科会II:人権
	議長：Edre U. Olalia（フィリピン） 副議長：バングラディシュ、ネパール 報告者：日本 基調報告者：Neri Colmenares議員（フィリピン） 1. 人権としての平和への権利：共通する国際基準の推進 2. 人権擁護者を守る：法律家、裁判官、及び平和活動家の保護 3. 国内及び国際レベルでの犯罪被害者の権利の確保 4. 移民の権利の保護、及びアジア太平洋地域における人身売買への取り組み



Conference of Lawyers of Asia Pacific (COLAP VI)

(17-19 June, 2016 Kathmandu, Nepal)
Organizing Committee Kathmandu Nepal
Phone: +977-9841277445, E-mail: colapvinp@gmail.com

	5. アジア太平洋地域における先住民の権利の保護 6. 政治参加及び政策決定における女性の平等の確保 7. 子どもと高齢者の権利の擁護
16:00P. M. - 18:00 P. M.	アジア太平洋地域法律家協会の設立
18:00P. M. - 20:00 P. M.	サイドイベント 1. アジア太平洋地域における市民の優れた平和運動の共有 2. 法学生集会及び法律家の組織化
6月19日	①分科会IIIとIV（並行開催）、②分科会報告と閉会式
7:00 A. M. - 8:30 A. M.	ホテルで朝食
9:00 A. M. - 11:00 A. M. (パート1)	分科会IIIとIV（並行開催） 分科会III：経済的発展の権利 議長：インド（ヴィジェンダ・ジェイン） 副議長：マレーシア及びネパール 報告者：未定 基調報告者：インド 1. 公正で公平な経済発展のための貧困の撲滅とグローバリゼーションの弊害 2. 経済発展の権利：国際的及び国内的フレームワーク 3. 気候変動と環境悪化の原因と結果 4. 少数弱者の経済的社会的正義の実現 5. 規制されていない原子力開発とその危険性
11:00A. M. - 11:30A. M. (休憩)	
11:30 A. M. - 13:30 P. M. (パート2)	分科会IV：民主主義を脅かすもの 議長：パキスタン 副議長：バングラディシュ及びネパール 報告者：ネパール 基調報告者：ネパール 1. 原理主義、軍事化、及び暴力による民主主義への脅威 2. 民主的な機構を強化するための公正で包括的な選挙制度の確保 3. 平和的手段（対話、協議、及び合意）を通じた民主主義の維持 4. グッドガバナンスと独立的かつ信頼できる司法
13:30P. M. - 14:30P. M.	会議用ホテルで昼食
14:30P. M. - 16:00P. M.	報告者及び宣言起草委員会による報告の準備 (報告者と宣言案起草WGメンバーのみ)
16:00P. M. - 18:00P. M.	全体会から分科会までの報告 コラップ6宣言 閉会
18:30P. M. - 21:00P. M.	ソリダリティナイト

【会議開催要綱】

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6)

日程：2016年6月17～19日

場所：ネパール・カトマンズ

スケジュール：6月17日（金）夕方から 開会式など

6月18日（土）分科会（平和・人権）、サイドイベント

6月19日（日）分科会（開発・民主主義）、閉会式

(オプションツアー：6/20～23にポカラとカトマンズを観光)

費用：COLAP参加費：国法協会員4万円、非会員7万円（一人部屋追加 2万2000円）

飛行機：別（自ら確保又は同封の申込用紙でお申込みください）

オプションツアー：11万8000円（一人部屋は追加3万5000円）



(同封のちらし、お申し込み用紙をご覧ください。)

お申込みは、日本国際法律家協会を経由してお願いします。

連絡先・申込先 日本国際法律家協会

電話：03-3225-1020 FAX:03-3225-1025 メール：jalisa@jalisa.info

COLAP6カンパのお願い

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP6) には、通訳費用、レポートの翻訳費用、大会登録費用、その他雑費などで多額の費用がかかることが想定されており、代表団参加者が拠出する共通経費だけで、これらの費用をまかなうことは難しいのが実情です。したがってCOLAP6の費用のために、カンパのお願いをさせていただきます。協会財政を支えるため、是非ご協力をお願いいたします。

振込先

郵便振込 口座番号 00170-1-91322
口座名 日本国際法律家協会

みずほ銀行 口座番号 (普) 1042440
市ヶ谷支店 口座名 国際法協 (コクサイホウキョウ)

アジアの法律家協会の設立の意義

日本国際法律家協会副会長 笹本 潤

1. アジアの民主的な法律家の集まりとしては、COLAP(Conference of Lawyers in Asia and the Pacific) という会議体が、1980年代から約5年置きに開かれてきました。インド、東京、ベトナム、韓国、フィリピン、そして今度のネパール（第6回）です。毎回、数百人のアジア太平洋地域の法律家が集まり、大会の宣言も上げてきました。

しかし、大会と大会を結ぶ期間に何をしていたかという、IADLメンバーやインド、日本などの中心的な法律家協会が、次の会議を開催する法律家団体を探し、説得するために費やされてきました。恒常的にアジアの法律家の組織があれば、大会宣言を実行していくことや、時々アジアで起こった事件に対しての取り組みが可能となります。

今回のCOLAP6で発表される「アジア太平洋地域の法律家協会」創設の提案は、そのような問題意識から、特にCOLAPの創設に当初から関わってきたインドのジテンドラ・シャーマ氏がCOLAP5（マニラ、2010年）において提案し、その後各国の法律家協会ですべて支持され、いよいよ実現する段階になりました。

2. アジア法律家協会（仮称）の憲章の草案の内容

2016年2月26, 27日にネパールのカトマンズのCOLAP6準備委員会で提案された、「アジア法律家協会（仮称）の憲章草案」の骨子は以下のようなものです。

第1条（名称）

（案）として、アジア太平洋民主法律家協会、アジア太平洋法律家連合など

第2条（目的）

- (a) 地域の法律家の意見交換
- (b) 平和・人権・開発のための促進活動
- (c) 開発の促進、経済開発と協力の憲章の採択
- (d) 人権の擁護、すべての差別の禁止
- (e) 民主主義の擁護
- (f) 平和・開発・協力を基礎とする平等・民主・人権の促進
- (g) 国連憲章、世界人権宣言の促進・擁護

第3条（会員） 法律家団体で憲章の目的に賛同の申込みがあった団体

第4条（準会員）

第5条（個人会員）

第6条（会費）

第7条（会員の承認）

第8条（会議） 3年ごとの開催

第9条（役員） 会長、副会長（3人）、事務局長、事務員（3人）、会計
3期以上同じポストに就けない

第10条（執行委員会）

第11条（会長）

第12条（事務局長）

第13条（会計）

第14条（事務所）

第15条（憲章の改正）

第16条（解散）

これらが、現在のアジアの法律家協会の憲章草案の骨子です。まだまだJALISAも含め各国の法律家協会から意見を募って、よりよいものにしていく予定です。

東アジア共同体を作るべきという意見もありますが、まずはNGOである法律家団体が組織をつくって、各国政府に働きかけていくことも重要です。アジアの法律家協会の設立がそのような重要な役割を担えるような活動が求められています。

参考資料（COLAP-6 提出予定のレポート）

安倍政権の目指す危険な「国づくり」

弁護士 宮坂 浩

2012年12月に登場した安倍政権下の日本で進行する危険な事態について報告します。それは、歴史に逆行した全体主義の出現を予感させるものです。

安倍政権の閣僚の約4分の3は、安倍晋三首相自身も含めて、「日本会議」のメンバーです。「日本会議」は日本の保守団体としては最右派に位置する団体で、1997年の発足以来、「誇りある国づくり」をスローガンに、「憲法改正」「侵略戦争否定」「愛国思想の育成」「ジェンダーフリー批判」「権利偏重批判」「道徳教育強化」などのファナティックな保守的主張を展開してきており、安倍政権はこの「日本会議」の影響を強く受けています。

その影響が現れたのが、安倍政権の歴史認識です。安倍首相は、就任直後のある新聞社のインタビューで、侵略戦争と植民地支配によりアジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えたとして「痛切なる反省と心からのお詫び」を表明した村山談話を見直す考えを示唆し、戦時中の従軍慰安婦問題では、旧日本軍と官憲の関与と強制を認めた河野官房長官談話を見直すとなりました。これに対して、中国や韓国をはじめアジア諸国などからの反発が強まったことから、安倍首相は、2015年8月の戦後70年談話において、過去の村山談話、小泉談話で使用された「侵略」「植民地支配」「痛切な反省」「心からのお詫び」などの言葉を引用・紹介しました。しかし、安倍首相自身の「お詫び」と「反省」は表明されず、逆に未来志向を強調しながら「先の世代の子供たちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはならない」などと発言し、謝罪の必要はないと言わんばかりの姿勢を示しました。

こうした安倍首相の姿勢は、次のようなことにも表れています。安倍政権は、教科書検定制度を通じて従軍慰安婦問題や領土問題などについて、政府見解を教科書に記述するよう求め、慰安婦問題では「軍による強制連行を直接示す資料は見当たらない」との記述を教科書に追加させました。さらに領土問題や歴史認識などについて、国際社会の正しい理解を獲得する必要があるとして、外務省の国際PR活動費を大幅に増やしましたが、この国際PR活動の実体を端的に示したのが、海外のメディア等に対する圧力です。安倍政権は、アメリカの教育出版社の発行する教科書の従軍慰安婦に関する記述に「重大な事実誤認がある」として外務省を通じて訂正を求め、圧力をかけました。さらにドイツの新聞が、「安倍首相のリーダーシップの下で、

右派による歴史歪曲の動きが起こりつつある」との記事を書いたことに対して、在ドイツ日本総領事館がその新聞社の編集部を訪れ、「(記事は) 中国の反日プロパガンダに利用される」「(中国からの) 金銭が絡んでいると疑わざるを得ない」などと侮辱するような発言までして、圧力をかけました。

安倍政権は、日本国内でもメディアに対する圧力を強めています。安倍首相は、自分を批判する報道に対して「偏向」といった攻撃を繰り返し、さらに政権に批判的なテレビのコメンテータを降板させるためにテレビ局に圧力をかけ、それをコメンテータが番組内で暴露したことを問題にし、政権与党の自由民主党（現実においてリベラルでも民主的でもなく、最も実体と異なる党名をもつ政党）が調査として称してテレビ局の幹部を党本部に呼び出して事情聴取を行いました。また、朝日新聞の従軍慰安婦に関する記事の取消し問題に対して、安倍首相は「慰安婦問題の誤報によって多くの人が苦しみ、国際社会で日本の名誉が傷つけられたことは事実だ」と批判し、他のマスメディアはこれを受けるかのように朝日新聞に対して大々的なバッシングを行い、まるで従軍慰安婦問題そのものが無かったかのような意見まで噴出しました。さらに、公共放送のNHKには、安倍首相と考え方の近い人間を送り込んで会長に就かせ、その会長には「政府が『右』と言っているのに我々が『左』と言うわけにはいかない」と発言させ、メディアの権力監視機関としての役割を放棄させました。そして最近では、放送局を所管する総務省の大臣（日本会議のメンバー）が、歴代政府の放送法の解釈を変更し、「政府が個別の番組内容を事後審査し、公平性を欠くと判断すれば、電波停止の処分もあり得る」と恫喝し、メディアには自己規制という形での萎縮効果をもたらしました。

こうしたメディアへの圧力とコントロールは、安倍政権の「戦争する国づくり」の一環としてなされており、そうした「戦争する国づくり」をさらに強化するために登場したのが特定秘密保護法です。特定秘密保護法で「秘密」の対象にされるのは軍事や諜報情報ばかりでなく、政府にとって不都合な情報も行政機関が恣意的に「秘密」に指定することができることから、国民は戦争が是か否かを判断する情報が得られず、逆に政府は情報をコントロールできることになります。しかも何が「秘密」に指定されたのか国民は知ることができないため、いつの間にか国民が「秘密」の漏洩やその教唆を行ったとされて、刑事罰の対象にされる恐れがあります。そのため、メディアや報道関係者は処罰を恐れて取材や報道を自粛せざるを得なくなり、民主主義を支える報道の自由、表現の自由、国民の知る権利は完全に切り崩されることになります。また、「秘密」を取り扱う公務員や民間企業の労働者に対しては、行政機関や警察が活動歴、経済的信用状態、精神疾患に関する事項等を調査・監視することができるようになっており、多くの国民がプライバシー

を暴かれるばかりでなく、思想・良心の自由が侵害される危険があります。

そして、安倍政権の「戦争する国づくり」の具体化が、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定と2015年9月に成立した安全保障関連法（戦争法）です。

この閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法9条に違反する」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を一内閣の判断で覆すもので、立憲主義、国民主権に違反するものです。そして、2015年4月、安倍政権は、日米ガイドラインの改定協議や日米首脳会談で、世界中どこでも米国の戦争に協力することを約束しましたが、成立した「戦争法」は日本の自衛隊が米軍等と共に海外で武力行使することを可能にするものです。この「戦争法」は憲法9条と立憲主義に明白に違反していることから、国民の6割以上がこの法律の成立に反対し、国会周辺や全国各地で大規模なデモや集会が行われましたが、安倍政権と与党はこうした国民の声を無視して、与党の数の力にものをいわせて「戦争法」の成立を強行しました。

安倍政権の目指す「国づくり」の最後の仕上げが、「憲法改正」です。安倍首相は、2016年7月の参議院選挙で、憲法に「緊急事態条項」を追加することと「憲法9条2項」の改正を争点化することを示唆し、参議院選挙で憲法改正発議に必要な3分の2の議席を獲得することに意欲を示しました。こうした安倍政権の改憲の方向性を端的に示しているのが、安倍首相が党首を務める自由民主党の2012年改憲草案です（資料参照）。それは、これまで安倍政権が行ってきた反立憲主義的、反平和主義的、反自由主義的かつ反民主主義的な諸政策について、「憲法」によるお墨付きを獲得しようとするものであり、その実体は近代憲法の諸原則を否定するものです。

改憲草案の作成者は「現行憲法の条項のいくつかは自然権についての西欧的な理論（天賦人権説）に基づいており、そのような条項は変更されねばならない」とし、この考えに基づいて改憲草案では、国は「公益及び公の秩序に違背する場合」には、言論の自由、表現の自由を規制できるとし、さらに、現行憲法97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」との規定を削除しました。また、国民が従うべき義務として、国旗・国歌尊重義務、国防の義務、家族助け合い義務、緊急事態指示服従義務、憲法尊重擁護義務などを規定し、憲法を国家権力を縛る立憲主義から「国が国民を支配するための道具」に変質させています。そして、自衛隊を「国防軍」とすることで、フルスペック（full specification）の集団的自衛権の行使を可能にすると共に、国民に国防の義務を課すなど平和主義を放棄し、天皇が国家元首であることを規定し

て天皇の権能を実質的に拡大すると共に、前述のように国民に国旗・国歌尊重義務を課すなどして国民主権を後退させており、まるで戦前にアジアを侵略し、植民地化した「大日本帝国」を復活させるかのようです。さらに、「緊急事態条項」に至っては、内閣が緊急事態を宣言すれば、内閣に法律と同一の効力を持つ政令の制定権が与えられ、国民の権利を制限できると共に、国民には国の指示に服従する義務が課され、緊急事態の効力の期間が定められていないことから、100日毎の国会承認を経れば事実上無期限に緊急事態の効力が続くなど、ナチスの「全権委任法」を彷彿させるものです。

暴走を続ける安倍政権が目指す「国づくり」が実現した場合には、アジアばかりでなく世界全体にとっても大きな脅威となり、アジアや世界の不安定要因ともなります。

今、私たちは、こうした安倍政権の目指す「国づくり」を阻止するための運動を展開しています。2016年7月に行われる参議院選挙では、戦争法を廃止し、憲法尊重を掲げる候補者を多数当選させて与党を少数に追い込むために、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」と連携して運動を進め、野党の共闘と選挙協力を実現することができました。また、戦争法により国民の平和的生存権が侵害されたことを根拠に、国に損害賠償を求める訴訟の提起や、集会や学習会の開催を通じて、安倍政権の危険性を多くの国民に知ってもらい、安倍政権に反対する国民の力を大きくするための活動を続けています。

世界の皆さんも安倍政権の危険性を知ってもらい、海外からの批判を強めるなどして、私たちと連帯して闘って頂くことをお願いします。

平和への権利 7月に作業部会開催

平和への権利 この間の動き (2015年10月~2016年3月)

日本国際法律家協会副会長 笹本 潤

1. ジュネーヴ国際人権理事会の動き

前々号の interjurist No.186 の原稿で紹介したように、国連人権理事会第30会期 (2015年9月14日~10月2日) において、キューバなどが提案した人権理事会決議により、作業部会の第4会期が開かれることが決まり、具体的には2016年7月11日~15日の5日間となった。

第4会期では、第3会期まで議長を務めたコスタリカのクリスティアン・ギジェルメがすでに辞任しているので、第4会期には新議長が選ばれるはずである。まだ確かな情報はないが、NGOからの情報では、政府間ではキューバが中心に動いているようなので、キューバになる可能性が高そうである。ただこれはふたを開けてみないとわからない。

ギジェルメ議長は、コンセンサス方式で審議を進めることを公言したが、新議長は、コンセンサス方式なのか、多数決も辞さないのか、今のところ全くわからない。しかし、どちらになるにせよ、国連宣言の内容が、内容の乏しいものにならないように、NGOとしては政府に対して働きかけていくしかない。

2. ジュネーヴの国際 NGO の動き

そのような状況の下で、ジュネーヴ在駐の国際 NGO の動きが活発になってきている。2016年2月18日には、平和への権利に関わっているジュネーヴ在駐の国際 NGO が中心となって、打合せのための会議が開かれ、20名弱のメンバーが参加した。私 (笹本) も、スカイプで参加した。作業部会第2会期 (2014年) の際に呼びかけて結成した NGO ネットワークがその後継続し、徐々に参加メンバーも多くなってきている。

参加メンバーは、司会がパパジオバンニ23のマリア、同ファビオ、IFOR(国際友和会)のデレク、ミシェル・モノー、国連の特別手続の報告者でもあるデサヤス、スペイン国際人権法協会、パックスクリスティ、IADLのミコル、APREDのクリストフ・バーベイ、ヤングピースビルダーのオリバー、その他であった。

NGOのメンバーは、現在の作業部会の議論の行き詰まった状態に対して、何かしなければならぬという問題意識で、NGOが共同して今の政府の議論にアクションを起こせないか、という議論になった。7月の作業部会までにはまだ時間があるので、3月、6月の人権理事会 (31会期、32会期) の機会に、3月には共同の NGO 発言を、6月には、NGO 案を提出することになった。さっそくデサヤスさんが草案の草案を起草し (①)、その他にも、私たちが以前に作業部会第2会期

で配布した日本実行委員会の NGO 案 (②)、スペイン国際人権法協会の NGO 案 (③) が、メーリングリスト上に登場した。

デサヤスさんの草案①は、今までの作業部会に提出されたギジェルメ議長の案 (④) をベースにして、政府間が一致している点、そしてそれより進んだ案になるように改編したものである。日本実行委員会の案②は、諮問委員会案 (2012年) をベースに、平和的生存権を強調したもの、スペイン国際人権法協会の案③は、NGOのサンチアゴ宣言 (2010年) をベースにしたものである。

結局、7月の作業部会では、今までの作業部会までの到達点にたった上での審議になるとの見通しで、NGOは、それをさらに内容の濃い宣言にしていこうということになり、デサヤス案①を中心に、時折日本実行委員会案②やスペイン国際人権法協会案③を適宜参考にしながら、6月の提出を目指して NGO 案の起草が進んでいる。

デサヤス案①の特徴は、作業部会第3会期 (2015年) に提出されたギジェルメ案④よりも前文を短くし、本体の条文を4つから7つに増やしている。作業部会第3会期に参加した NGO は、前文が長すぎて、本文の条文が短すぎることにについては、不満を抱いており、それを直すという意味もある。キューバを中心とした多数を占める推進国の政府が、これらの NGO 案を参考にしてもらえるように、できるだけ今までの作業部会で審議の際に使われた言葉をベースにして NGO 案をまとめているところである。

7月の作業部会の審議の状況では、コンセンサスを取ることをどこまで追求するのか、どこかで多数決に移行するのか、はまだ読めないが、そのような動きを後ろから支えていくのが、今作成している NGO 案である。詳しい内容は、次号の interjurist No189 で紹介の予定。(2016年3月21日)

アルフレッド・デ・サヤス起草の NGO 案の草案の草案 (2016年2月23日発表)

平和への人権草案の草案

(前文-省略)

第1条 平和への人権は、個人の面、集団の面でも、すべての人々と人民が、あらゆる人権を享受することを可能とする。(The human right to peace in its individual and collective dimensions enables all persons and peoples to enjoy the spectrum of human rights.)

第2条 平和への人権を構成する要素は、すでに国連憲章、そして国際自由権規約、社会権規約の関連する条項に規定されている。個人は、国連自由権委員会委や社会権委員会の議定書の手続を援用し、地域の人権裁判所へ訴えることにより、平和への人権の様々な要素を主張することができる。(The constitutive elements of the human right to peace are already

stipulated in the UN Charter and relevant provisions of the ICCPR and ICESCR. Individuals can assert the various components of the human right to peace by invoking the Optional Protocol procedures of the UN Human Rights Committee and Committee on Economic, Social and Cultural Rights, and by petitioning the regional human rights courts.)

第3条 すべての国は、紛争の根源的な原因に向き合い、適切な時期に訴えが出され、暴力に発展しないための予防的な戦略を発展させるべきである。(All States shall address root causes of conflict and develop preventive strategies to ensure that grievances are addressed in a timely fashion and do not lead to violence.)

第4条 すべての国は、紛争を誠実に交渉し、非暴力的な方法で解決する義務を負う。また武力の脅威または使用をしないようにし、単独の制裁を課すことを避け、戦争賛美を禁止すべきである。(All States have an obligation to negotiate in good faith and settle disputes by non-violent means, shall refrain from the threat or use of force, from the imposition of unilateral sanctions, and shall suppress propaganda for war.)

第5条 すべての国は、漸次軍縮をし、核兵器・化学兵器・生物兵器を含む大量破壊兵器の備蓄をなくす義務を負う。軍縮を通して解放された資源は、人権条約の義務の促進と達成のために使われるべきである。(All States have an obligation to gradually disarm and to eliminate stockpiles of weapons of mass destruction including nuclear weapons, chemical and biological weapons. Resources released through disarmament shall be devoted to the promotion and fulfillment of human rights treaty obligations.)

第6条 国家、国連、その特別機関は、この宣言の実施のために適切で持続可能な手段を取るべきである。国際、地域、国内、地方の各組織及び市民社会はこの宣言の実施に積極的に参加すべきである。(States, the United Nations and its specialized agencies shall take appropriate sustainable measures to implement the present Declaration. International, regional, national and local organizations and civil society should actively participate in the implementation of the Declaration.)

第7条 人権理事会は、この宣言の実施について、人権理事会の常設の議題にすること、定期的普遍審査の対象とすることなどの方法により、積極的に監視していくべきである。(The Human Rights Council shall monitor progress in the implementation of this declaration as a permanent item in its agenda and as part of the UPR procedure.)

平和への権利 ——基準づくりの長いプロセス ——アンドレア・コフェリチェ論文の紹介

東京造形大学教授 前田 朗

一 紹介論文

本年3月11日、ジュネーヴで開催中の国連人権理事会31会期において、NGOの「青年平和運動家連合ネットワーク (United Network of Young Peacebuilders)」のオリバー・リッチ・カールソン (Oliver Rizzi Carlson) が、21のNGOの賛同を得て次のような趣旨のジョイント発言を行った。日本国際法律家協会及び平和への権利国際キャンペーン実行委員会もこれに加わった。

<平和への権利作業部会は、平和への権利宣言国連草案をまとめあげる目的で3回の会期の活動を行い、コンセンサスを得ようとしたが、残念ながら成果が得られていない。7月に予定されている4回目の会期では、強力な国連宣言を作成するよう各国に呼びかける。①平和への権利の個人的次元と集団的次元を含めること。②平和とは単に戦争や武力紛争がないことだけではないと認めること。③平和、発展、人権の関係を踏まえること。④すべての紛争を平和的・非暴力的手段で解決するよう交渉すること。⑤平和教育の決定的重要性。⑥平和への人権と生命権の重要な結びつきを認めること。/2015年12月、国連総会は決議「青年、平和、安全保障」を採択して平和教育の重要性を認めた。国連人権理事会は平和の文化の形成に役割を果たすべきである。平和はすべての人間の権利である。>

平和への権利作業部会の作業は、全会一致のコンセンサス獲得を目指して作業を行った。しかし、アメリカ、EU、日本の反対によって難航し、コンセンサスを得られる可能性はない。このためNGOの間でも今後の方針について議論がある。アメリカ等が賛成に回ることはありえないから、コンセンサス方式を放棄して多数決で決着をつけるべきかどうか、議論が続いている。

さて、これまで2回にわたって『平和人権』特別号 (2013年2・3月、マルシリオ、パドヴァ大学人権センター) の論文を紹介してきた。今回はアンドレア・コフェリチェ「平和への権利——基準づくりの長いプロセス」を紹介する。著者はパドヴァ大学人権センター研究員である。

Andrea Cofelice, Right to Peace: A Long Standard Setting Process. Pace diritti umani/ Peace human rights, Rivista quadrimestrale, Nuova serie ,anno X, numero 2-3, Maggio-dicembre 2013. Special issue on the right to peace.

本論文は二三頁であるが、末尾の8頁は平和への権利に関連する国際文書や取組みの年表である。この年表は、本誌読者にとっても、平和への権利国際キャンペーン実行委員会にとっても有益であると思われる。まずは年表を紹介し、その上で著者の分析の一部を簡潔に紹介する。

二 平和への権利年表

<平和への人権のルーツ>

- 1928年 ブリアン・ケロッグ協約 (不戦条約)
- 1945年 国連憲章
- 1948年 世界人権宣言

<国連人権条約>

- 1965年 人種差別撤廃条約
- 1966年 国際自由権規約 (市民的政治的権利に関する国際規約)
- 1966年 国際社会権規約 (経済的社会的文化的権利に関する国際規約)
- 1979年 女性差別撤廃条約
- 1989年 子どもの権利条約
- 2000年 子どもの権利条約選択議定書 (子どもの武力紛争への巻き込み)

<国連宣言>

- 1965年 人民の間の平和、相互尊重、理解の観念の青年への促進宣言 (A/RES/2037(XX))
- 1970年 国連憲章に従った諸国間の友好関係と協調に関する国際法原則の宣言 (A/RES/2625(XXV))
- 1975年 平和の利益と人類の福利における科学技術の発展の利用に関する宣言 (A/RES/3384(XXX))
- 1978年 平和における生活のための社会の準備に関する宣言 (A/RES/33/73)
- 1984年 人民の平和への権利に関する宣言 (A/RES/39/11)
- 1986年 発展の権利に関する宣言 (A/RES/41/128)
- 1988年 国際平和と安全保障の脅威となる紛争や状況の予防と除去及びこの分野における国連の役割に関する宣言 (A/RES/43/51)
- 1998年 普遍的に認められた人権と基本的自由の促進と保護のための個人、集団、社会組織の権利と責任に関する宣言 (A/RES/53/144)
- 1999年 平和の文化に関する行動計画宣言 (A/RES/53/243)
- 2000年 国連ミレニアム宣言 (A/RES/55/2)
- 2007年 先住民族の権利宣言 (A/RES/61/295)
- 2011年 人権教育・研修宣言 (A/RES/66/137)

<国連総会決議>

- 1947年 新しい戦争の宣伝と煽動者に対して取られるべき措置 (A/RES/110(II))
- 1949年 平和の本質 (A/RES/290(IV))
- 1950年 平和のための連合 (A/RES/377(V))
- 1950年 行動を通じた平和 (A/RES/380(V))
- 1950年 平和に反する宣伝の非難 (A/RES/381(V))
- 1954年 情報と思想の自由な交換に対する障害除去を通じた平和の強化 (A/RES/819(IX))
- 1960年 人民の間の平和、相互尊重、理解の観念を青年に促進する措置 (A/RES/1572(XV)): 1962年 (A/RES/1842(XVII))、1963年 (A/RES/1965(XVIII))
- 1970年 人種の武装化の経済的社会的帰結及び世界平和と安全保障に極端に有害な影響 (A/RES/2667(XXV)): 1971年 (A/RES/2831(XXVI))、1973年 (A/RES/3075(XXVIII))、1975年 (A/RES/3462(XXX))、1977年 (A/RES/32/75)、1980年 (A/RES/35/141)、1982年 (A/RES/37/70)、1985年 (A/RES/40/150)
- 1971年 平和研究に関する学問活動 (A/RES/2817(XXVI)): 1973年 (A/RES/3065(XXVIII))
- 1972年 人民の間の平和、相互尊重、理解の観念を青年に促進する宣言の履行 (A/RES/3023(XXVII))
- 1972年 国際平和と安全保障の維持と強化、すべての諸国の発展と協力、諸国間関係における国際法規範の促進に関連する国連の役割の強化 (A/RES/2925(XXVII)): 1973年 (A/RES/3073(XXVIII))、1974年 (A/RES/3282(XXIX))
- 1981年 国際平和年と国際平和デー (A/RES/36/67)
- 1982年 国際平和年 (A/RES/37/16): 1983年 (A/RES/38/56)、1984年 (A/RES/39/10)、1985年 (A/RES/40/3)、1986年 (A/RES/41/9)
- 1982年 国際平和と安全保障の維持のための国連憲章の集団安全保障条項の履行 (A/RES/37/119): 1984年 (A/RES/39/158)、1985年 (A/RES/40/159)
- 1984年 平和における生活のための社会の準備に関する宣言の履行 (A/RES/39/157): 1987年 (A/RES/42/91)、1990年 (A/RES/45/81)
- 1985年 人民の平和への権利 (A/RES/40/11): 1986年 (A/RES/41/10)、1988年 (A/RES/43/22)
- 1985年 国際平和年のプログラム (A/RES/40/10)
- 1986年 国際平和と安全保障の包括的システムの設立 (A/RES/41/92): 1987年 (A/RES/42/93)
- 1987年 国際平和年の達成 (A/RES/42/13): 1989年 (A/RES/44/11)

1988年 国連憲章に従った国際平和と安全保障を強化する包括的アプローチ (A/RES/43/89)

1988年 平和における生活のための社会の準備に関する宣言採択一〇周年 (A/RES/43/87)

1988年 科学と平和 (A/RES/43/61): 1990年 (A/RES/45/70)

1989年 国連憲章に従ってすべての観点で国際平和、安全保障、国際協力を強化すること (A/RES/44/21)

1990年 人民の平和への権利宣言の履行 (A/RES/45/14)

1991年 世界における平和を促進するプログラムと活動 (A/RES/46/14)

1995年 人権教育のための国連一〇年：平和の文化に向けて (A/RES/50/173)

1996年 平和の文化 (A/RES/51/101): 1997年 (A/RES/52/13)

1997年 国際平和の文化年としての二〇〇〇年の宣言 (A/RES/52/15)

1998年 世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化のための国際一〇年 (2001-2010)(A/RES/53/25): 2000年 (A/RES/55/47)、2001年 (A/RES/56/5)、2002年 (A/RES/57/6)、2003年 (A/RES/58/11)、2004年 (A/RES/59/143)、2006年 (A/RES/61/45)、2007年 (A/RES/62/89)、2008年 (A/RES/63/113)、2009年 (A/RES/64/80)

2001年 国際平和デー(A/RES/55/282)

2002年 人民の平和への権利の促進 (A/RES/57/216)

2003年 教育、健康、発展及び平和を促進する手段としてのスポーツ (A/RES/58/5): 2004年 (A/RES/59/10)、2005年 (A/RES/60/9)、2006年 (A/RES/61/10)、2007年 (A/RES/65/4)、2008年 (A/RES/63/135)、2010年 (A/RES/65/4)、2012年 (A/RES/67/17)

2003年 すべての者がすべての人権を完全に享受する現実的必要性としての平和の促進 (A/RES/58/192): 2005年 (A/RES/60/163)、2007年 (A/RES/62/163)、2010年 (A/RES/65/222)、2012年 (A/RES/67/173)

2004年 国際平和と安全保障の維持と国際協力の促進における国連の中心的役割を確認する (A/RES/58/317)

2005年 世界サミットの成果 (A/RES/60/1)[パラグラフ9、12、14、24(b)、Part III(平和と集団安全保障)、Part IV(人権と法の支配)]

2006年 人権理事会 (A/RES/60/251)

2006年 平和のための宗教間・文化間対話、理解、協力の促進 (A/RES/61/221): 2007年 (A/RES/64/81)、2008年 (A/RES/63/22)、2009年 (A/RES/64/81)、2010年 (A/RES/65/138)、2011年 (A/RES/66/226)、2012年 (A/RES/67/104)

2010年 平和の文化に関する宣言と行動計画の履行 (A/RES/65/11)

2011年 平和の文化に関する宣言と行動計画の履行のフォローアップ (A/RES/66/116): 2012年 (A/RES/67/106)

2012年 国家レベル及び国際レベルでの法の支配に関する国連総会ハイレベル会合の宣言 (A/RES/67/1)

<国連教育科学文化機関 UNESCO>

1945年 UNESCO憲章

1974年 国際理解、協力、平和のための教育及び人権と基本的自由に関する教育に関する勧告

1978年 平和と国際理解の強化、人権の促進、レイシズム、アパルトヘイト、戦争煽動との闘いへのマスメディアの貢献に関する基本原則の宣言

1978年 «人権、人間のニーズ、新国際経済秩序の確立»に関するUNESCO専門家会合 (SS.78/Conf.630/2)

1994年 平和、人権、民主主義のための教育に関する宣言および行動統合枠組み

1995年 «平和の文化に向けて»領域横断プロジェクト (総会28会期が採択した決議5.3)

1997年 平和への人権：事務総長フェデリコ・マヨールの宣言

1997年 平和への人権に関するオスロ宣言を含む、平和への人権に関する事務総長報告書 (29C/59)

1997年 総会29会期、パリ、10月21日から11月12日の進行、3巻

1997年 平和への人権宣言草案 (29C/UNESCO 総会決議43)

1998年 平和への人権に関する政府専門家国際検討会合 (SHS-8/CONF.201/3)

1998年 平和への人権に関する政府専門家国際検討会合の結論に関する事務総長報告書 (154EX/40)

2011年 UNESCO指導者フォーラム«UNESCOはいかにして平和の文化と持続可能な発展を構築するか»背景文書 (36C/INF.15 and 36C/INF.19)

2012年 UNESCO行動計画«平和の文化と非暴力。行動の展望»

<人権委員会／人権理事会>

1976年 人権委員会の長期作業計画問題を含む、人権と基本的自由の促進・奨励 (E/CN.4/RES/5(XXXII))

2001年 人権と平和に関する専門家セミナー最終報告 (ジュネーヴ、2000年12月8-9日)(E/CN.4/2001/120)

2003年 すべての者がすべての人権を完全に享受する現実的必要としての平和の促進 (E/CN.4/RES/2003/6)

2008年 人民の平和への権利の促進 (A/HRC/RES/8/9)

2010年 人民の平和への権利に関する専門家ワークショップ成果に関する人権高等弁務官事務所報告 (A/HRC/14/38)

2010年 人民の平和への権利の促進 (A/HRC/RES/14/3)

2011年 人民の平和への権利に関する人権理事会諮問委員会進展報告書 (A/HRC/17/39)

2011年 人民の平和への権利の促進 (A/HRC/RES/17/16)

2012年 人民の平和への権利に関する人権理事会諮問委員会報告書 (A/HRC/20/31)

2012年 人民の平和への権利の促進 (A/HRC/RES/20/15)

2013年 人民の平和への権利国連宣言草案政府間作業部会報告 (A/HRC/WG.13/1/2)

2013年 人民の平和への権利の促進 (A/HRC/RES/23/16)

<特別手続>

2006年 人権と国際連帯に関する独立専門家ルディ・ムハマド・リツキ報告書 (E/CN.4/2006/96)

2007年 人権と国際連帯に関する独立専門家ルディ・ムハマド・リツキ報告書 (A/HRC/4/8)

2013年 民主的で公正な国際秩序の促進に関する独立専門家アルフレド・モーリス・デ・ザヤスの人権理事会への報告 (A/HRC/24/38)

2013年 民主的で公正な国際秩序の促進に関する独立専門家アルフレド・モーリス・デ・ザヤスの国連総会への報告 (A/68/284)

<地域レベル>

1948年 米州機構憲章

1949年 欧州評議会規程

1951年 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約

1975年 欧州安全保障・協力会議最終協定

1981年 人権と人民の権利に関するアフリカ憲章

1991年 中央アメリカ諸国機構憲章テグシガルバ議定書

1992年 南部アフリカ発展共同体条約

1993年 西アフリカ諸国経済共同体改正条約

1999年 東アフリカ共同体設立条約

2000年 アフリカ連盟構成協約

2003年 アフリカ女性に関する人権と人民の権利に関するアフリカ憲章議定書

2007年 南東アジア諸国連合憲章

2007年 EU条約修正及び欧州共同体設立リスボン条約

<国際的議会制度>

1998年 議会間同盟第99総会：決議《紛争予防及び戦争に由来する諸国の平和と信頼の障害予防。難民の出身国への帰還。民主的プロセスの強化と再構築の促進》

2009年 ラテンアメリカ議会第25総会：《ラテンアメリカ人権宣言》

2013年 ラテンアメリカ議会第29総会：《国際刑法典及びカンパラ批准》

<地方政府>

2008年 都市外交に関するハーグ・アジェンダ

2010年 平和への人権に関するモルフォウ宣言 (国際平和メッセンジャー都市協会23総会)

<NGO>

1998年 アジア人権憲章

2006年 平和への人権に関するルアルカ宣言 (スペイン国際人権法協会)

2010年 平和への人権に関するサンティアゴ宣言 (平和への人権に関する国際会議)

三 コフェリチェ論文の視座

以上の年表に掲げられたものなど110篇の国際文書を分析して、コフェリチェは、平和への権利に関する9つのアプローチがあると言う。

1. 目的と願望 (国連憲章等)
2. 集団安全保障体制 (国連憲章、国連総会決議等)
3. 社会的国際的秩序 (世界人権宣言、普遍的に認められた人権促進機関等)
4. 平和的生存権 (平和における生活のための社会の準備に関する宣言)

5. 人民の権利 (人民の平和への権利宣言、アフリカ憲章)
6. 平和の文化 (UNESCO宣言、平和の文化に関する国連宣言)
7. 人権の完全享受のための現実的必要性 (すべての者がすべての人権を完全に享受する現実的必要としての平和の促進)
8. 連帯の権利
9. 個人 (及び集团的) 人権 (平和への権利国連宣言草案)

コフェリチュは、この9つのアプローチに従って国際文書を再整理し、平和への権利の歴史的かつ現在の意義を明らかにしようとする。

一見して明らかのように、9つのアプローチはレベルの異なる概念を並べたものであるため、それらが競合し、重複することもあり、概念区分は明確とは言えない。コフェリチュはこのことを断りながら、より新しい文書が従来の議論を継承しながら、どのように現在の議論につなげてきたのかに着目する。

また、政治的概念と法的概念の区別も十分になされていないが、コフェリチュはこのことにも無自覚なのではなく、全体の流れの中で、各国に義務を負わせるような法的意味での平和への権利の議論がいかにして強化されてきたかを示そうとする。

四 おわりに

コフェリチュ論文を一読して明らかなことは、日本における平和への権利の研究水準が必ずしも高いと言えないことである。

以下、自戒のために敢えて書き記しておくが、私たちは世界の憲法史上初めて、平和的生存権を明記した憲法前文と、戦争放棄・軍隊不保持・交戦権否認の憲法9条を手に入っていたから、これを基礎に平和思想を論じ、平和憲法の意義を説いてきた。恵庭訴訟、長沼訴訟をはじめとする平和のための裁判は、90年代の市民平和訴訟を経て、2008年には自衛隊イラク派遣違憲訴訟において画期的な判決を獲得した。平和運動も、国の内外で多大の活動を展開し、その思想的実践的蓄積の豊かさは言うまでもない。憲法条項だけではなく、戦争の加害への反省、被害の記憶を総動員して、反戦平和運動を展開し、ヒロシマ・ナガサキの体験を基に反核・非核の願いを世界に送り届けてきた。

そのことを踏まえつつも、なお、私たちの平和思想と平和運動を世界的視野で見ると、まだまだできること、なすべきことがあったと言わざるを得ない。平和への権利国連宣言をめざす国際的な平和・人権運動の中で、私たちはさらに一段高い水準の思想に到達するよう共同研究を続ける必要があるだろう。

IADL 報告

中東情勢についてのアラブ法律家協会 とハサン・ジュニ氏 (IADL) による声明

(2015 年 IADL BUREAU パリ会議にてアラブ法律家協会 ALU・Hassan 氏配布文書
— INTERJURIST No.187 「笹本報告」p.5 参照 —)

アラブ地域は、その置かれた地理的位置付けとその天然資源のために、これまで一貫して世界の中心で衆目を集め、それ故に17世紀以降に始まる植民地大国間の紛争の中心であった。また現に今日においてもそうである。

二十世紀の前半は、植民地時代の名残を払拭し第三世界諸国の上に課された諸々の制限の下で建設と発展に注意を振り向けようと努めるアラブ地域とアフリカ (のそれ) を含む、解放運動の舞台であった。

2003年は、米国がこの地域の諸国に民主主義のモデルを提供するという口実の下にイラクに侵攻し宗派間の、宗教的な、又人種間の紛争を引き起こしてイラクを立ち去ったときには、伝統的な形の — 現地に軍隊がいるという — 植民地主義の復活が兆す舞台となったのであった。その結果、この地域にテロリズムが植えつけられ、当時のソビエト連邦の駐留に対抗して行われた米国の戦争の間にその米国によってアフガニスタンで創設し又は支援された組織が成長する機会を与えられたのである。これこそがアラブ地域の「アル・カーイダ」となるのである。

テロリズムは民主主義にかこつけつつシリアで蔓延した。多くのアラブ諸国や欧州の諸国が、財政面と武器供与面で彼らの言う「シリア革命」なるものを競って支援した。もしもシリアがこの地域の発展のためにこれらの資金を活用していたならば、民主主義は世界のその地域で導きの星となっていたことであろう。

アラブ諸国の国民や世界が言うところの「チュニジア及びエジプトのアラブの春革命」を遂行していたその当時、米国とその同盟諸国は、ムスリム同胞団がテロリズムの歴史を引き続き追求していたにも拘わらず、これに力を貸して権力を手中に収めさせるのに最大の役割を演じたのである。チュニジアやエジプトの国民は、ムスリム同胞団がもっぱら他の党派や宗教信条を排除するばかり

りでその権力の座に居座り続けることを拒絶したのである。ムスリム同胞団は、チュニジアやエジプトの富を食いつぶしかつ浪費したのである。大衆は、エジプトでその計画を順調に遂行し、種々のセクトの全てとともに、このファシスト政権を孤立させ自由、民主主義、及び国家建設への自らの道のりの地図を確定したのである。エジプトの大衆のこの意思を支援するどころか、欧州諸国の一部と米国は、この大衆の運動とその意思に制限を課したのであるが、しかし、自らの意思の実現を強く主張し続けるエジプト国民を面前にしていたじろいだものである。

チュニジアのカルテット[訳注 ; 「チュニジア国民対話カルテット」ジャスミン革命後、多元主義・民主主義の考えを基礎に政治宗教の抗争においてその対話を仲介し平和裡に政権移行を行う努力を行った4つの団体を指す。2013年夏に結成。2015年ノーベル平和賞受賞]は、チュニジアの政治的コンセンサスの枠組みを創り出すことに成功した。以上述べた事の一切にもかかわらず、テロリズムは、今なお、財政、武器供与、及び後方支援とともにシナイ半島全域とチュニジアで跋扈している。テロリズムは、今や、フランスにまで及んでいる — 犠牲となった一般市民に対して衷心より哀悼の意を表する。

われわれはリビアにも目を向けなければならない。リビアでは、NATO軍が既存の政権を打倒しもののこの国を「ダーイシュ(Da'ish)」(いわゆる「イスラーム国」のこと) 組織や他のテロ集団の手に委ね[訳注 ; Daash, ISIS, ISIL はいずれも同一組織でいわゆるIS(過激派組織イスラム国)]これによってこの国を分断し、リビアが国有していた武器によってエジプトやチュニジアという近隣諸国に脅威を与えることになったのである。NATO諸国はテロリズムの手中にこの地域を委ねることになり、テロリズムはそのレゾン・デートルを求めて時あるごとに欧州のNATO諸国にまで広がっているのである。

イエメンはかつてこの状況から目を背けはしなかったが、この度は、アラブの指導層もそのイエメンの覚悟と同じ考えに支えられている。その結果、イエメンの国民は、目下、内部抗争と分裂という反動に苦しんでいる。

なканずく、パレスチナは、今なおイスラエルの占領下にあり、その活動に対して国際社会はその事実を目撃しながらも沈黙を守り通している。

以上述べたところに拠り、

われわれは、人と民族の核心的問題を擁護する長い闘いの歴史の中に一貫して流れており、国際諸条約に明記されている法と道義に身を委ねることこそがその責務である、法律家として、次のことを通じてとりわけアラブ地域の目下の状況の下で、この道をひたすら歩み続けることを力説しつつ：

- 1- イスラエルによる占領、占領したパレスチナとゴラン高原及び南レバノンにおける諸々の策略、及び入植地の設置を糾弾する。
- 2- アラブ諸国におけるあらゆる形態の侵略と外部からの国内問題への介入を糾弾する。
- 3- テロリズムと資金供与、武装、メディア提供、及び領域を通過せしめかつ基地を貸与することによってテロリズムを支援している諸国を糾弾する。
- 4- テロリスト、人種差別主義者、及び党派的かつ民族的扇動目的のために宗教を利用することを糾弾する。
- 5- 一般市民や非軍事的文化的資産及び施設に対する攻撃を糾弾する。
- 6- われわれは、民族の自決権を尊重することをまたその領土主権を尊重することを要求する。
- 7- われわれは、テロリズムと闘うための真の同盟を創造するために全世界のすべての進歩的勢力の全努力を結集することを要求する。
- 8- われわれは、国際法原則と国際的規範を尊重することを要求する。

(署名) HASSAN Jouni (IADL)

(同) LAUIO Mobask (ALU)

(訳 : 前高岡法科大学法学部・同大学院教授 城山正幸)

70 年たっても国連憲章違反を続けるアメリカ

マージョリー・コーン

このレポートは、2015年12月4、5日にIADL主催の「国連憲章70周年集会」(パリ)におけるマージョリー・コーン氏の報告です。特にアメリカの国連憲章からの逸脱や常任理事国の支配体制に対する批判を国際法の視点から批判したものです。テロとの戦争など憲章の逸脱が目立つ現代にとって重要な内容です。

国際連合憲章が制定されて70年後、武力紛争、特にアメリカが引き起こした戦争は世界を悩ませ続けている。1945年に、国連憲章が“戦争の惨害から将来の世代を救う”ために制定された。国連憲章は、他国からの武力攻撃後の自衛を除く、軍事力の使用を禁止している。しかし未だに、最近の3代にわたるアメリカ大統領はその命令に違反している。

アフガニスタンが2001年9月11日にアメリカ合衆国への攻撃をしていないのにもかかわらず、2001年10月、ジョージ・W・ブッシュは、アメリカをアフガニスタン攻撃に引きずり込んだ。サウジアラビアからきた15人を含む19人が人道に対する罪を犯した。ブッシュのアフガニスタン侵略は合法的な自衛ではなく、安保理はその武力の使用を決して承認しなかった。

2年後、イラク侵攻以前、その政権が変わる前だが、ブッシュは安保理の正式な承認を取りつけようと必死だった。安保理が、「イラクの自由作戦」を正当と認めなかったのにもかかわらず、ブッシュは、彼の非合法の戦争を合法化しようとして、以前の湾岸戦争の安保理決議で工面しようとした。ブッシュのイラクでの戦争は、今も与え続けられているひどい贈り物だった。それは結果として、数十万人の死、ISISの勃興、危険で不安定な地域を作り出した。

ブッシュ政権での一時的なアメリカ大使ジョン・ボルトンは「国連などというものはない。それは世界中の唯一のスーパーパワー、すなわちアメリカ合衆国によって、我々の利益に合致する時、我々が他国と一緒にやっていきたい時に率いることができる国際社会があるだけだ」と発表した。くわえてボルトンは「アメリカ合衆国が国際社会を率いるとき、国連がついてくるだろう。そうすることが我々の利益に合致するとき、我々はそうするのだ」と言った。

確かに、ブッシュの前任者ビル・クリントンは、ルワンダ虐殺を防ぐことができるはずだ。そして国連が、その国の80万人の殺戮を止める行動を妨げた。クリントン政権の国務長官だったマデレーン・オルブライトは、国連を「アメリカ外交政策の道具」と呼んだ。彼女は、それもまた国連憲章違反であるが、アメリカがけん引したNATOの1999年のユーゴ空爆を指揮した。安保理の遑った追認は、合意していない。

バラク・オバマとフランスとイギリスのパートナーは、2011年にリビア上空の飛行禁止空域を認める安全保障理事会の決議を得ることができた。しかしその3か国は、強制的に政権を変えて、リビアの大統領ムアンマル・カダフィを追い出した。これで、さきの決議が認めたものを超えてしまった。この行動によって、現在この地域は確実に不安定になってきた。

リビア決議は“保護する責任”ドクトリンにも言及している。このドクトリンは国連総会の2005年の世界サミットの成果文書にある。それは国際条約に正式に書かれていないし、国際慣習法の規範になり得るぐらい熟してもいない。この文書の138段落は、それぞれの国は虐殺、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から国民を保護する責任があると書いてある。139段落は、国際社会も、“虐殺、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から国民を保護するために、国連を通じ、国連憲章第6章と8章に従って、適切な外交、人道的で他の平和的手段を使う責任がある”と書き加えている。

しかし、アメリカと同盟国は、一番最近では2014年の夏にあったが、イスラエルによる虐殺からガザの人びとを保護するために、保護する責任の理論を活用していない。

国連システムを作る際において第二次世界大戦の戦勝国の目的は、彼らが戦後の国際関係もコントロールし続けることを確実にすることだった。アメリカが参加拒否した国際連盟は、ファシズムの台頭と第二次世界大戦を防げなかった。

アメリカは、国連の設立会議をアメリカの領土で行わせることを確実にし、サンフランシスコで行われた。アメリカが会議を演出することを確実にするために、FBIは外国特使、またアメリカ代表の諜報活動をもおこなった。

ステファン・シュレンジャーは「アメリカはどうやら、国連の議題の設定のため、議論をコントロールするため、他国をアメリカに同意させるため、アメリカの青写真にほとんど沿った形で国連憲章を作るため、調査報告を使ったようだ」と書いている。

ソビエト連邦の封じ込め政策を計画したジョージ・ケナンは、いっさい手加減していない。「我々は、世界の富の50%を手にしていながら、人口はわずか6.3%だ... 今後、これからの我々の本当の任務は、この格差を維持することができる国際関係のパターンを作り出すことだ... 生活水準の引き上げと民主主義について話すことをやめるべきだ。我々が、むき出しの力の考え方で事に当たらねばならない日も遠くない」。

安保理の拒否権がなければ、アメリカとソ連は国連に参加しなかっただろう。会議の主要な焦点は、拒否権の範囲だった。オーストラリア外務大臣、ギャレス・エバンスは常任理事国に安保理の拒否権を与える動機を説明した。彼は「常任理事国に憲章とそこに書かれている集団的安全保障体制に従わせることにある。集団的安全保障体制の下では、常任理事国自身には適用されえない集団的安全保障の決定がなされる。」と述べた。

安保理は15か国の理事国で5か国（アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国）の常任理事国と輪番の10か国の非常任理事国でなっている。ソ連は、全ての安保理の決定における拒否権を持つ常任理事国になりたかった。そうすれば、彼らが関与する紛争の平和的解決についての議論を阻止出来た。常任理事国は実質的事項についてのみ拒否権を行使できる（紛争の平和的解決は手続的事項と考えられた）という妥協が成立した。

いくつかのグループは、責任なしに小国に対し軍事力を行使する大きな権力を許すことになる拒否権を怖れていた。著名なプロテスタントの牧師グループは「帝国主義政策の継続と他の国の支配のための恣意的な権力の行使のための単なるカモフラージュ」と呼んだ。

チリ、コスタリカ、キューバ、スイス、イタリア、バチカン、提案された投票システムは、国家の主権平等と一致していない、法の上に常任理事国を置くものである、と感じた。

興味深いことに、「拒否権」という言葉は国連憲章に表現されていない。27条には、手続的事項の決定は「常任理事国すべての同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる」と書かれている。それゆえ、一つの常任理事国が賛成票を投じないことにより、拒否権を行使することができるのである。

アメリカ、英国、ソ連、中国は、会議のスポンサー国として、正式な招待状を発行した。主に北側先進国50か国が、サンフランシスコ会議に参加した。世界の国々の4分の1以下の国で構成された。約35か国は、米国の同盟国で、5か国はソ連との同盟国、10か国は非同盟だった。当時、途上国の多くは、植民地または半植民地支配下にあった。

会議中、大きな権力を持った国々と南の国々との間で対立が起こった。ラテンアメリカ諸国は、戦争中に非交戦国だった19か国で構成されていた。彼らは期限までに枢軸国との戦争宣言をしていたので、国連への参加を許された。

フランクリン・D・ルーズベルトは、1930年代の彼の善隣外交以来、ラテンアメリカとあたたかい関係を築いていた。この政策により、ラテンアメリカの国に対する内政不干渉と非干渉を約束した。その見返りに、アメリカは、良好な貿易協定とその地域でのアメリカの影響の再主張を期待した。ルーズベルトは、サンフランシスコ会議の13日前に亡くなり、あとの国連憲章の交渉にハリー・トルーマンがアメリカを代表することになった。

ラテンアメリカ諸国は、第6番目の安保理常任理事国としてブラジルを含めることを提案したが、アメリカは拒否することに成功した。

ラテンアメリカ諸国は、国連とは別に、独自の地域安全保障システムを確立しようとした。メキシコシティで行われた先の米州会議で発展したチャプルテペック法は、地域内の一国への攻撃はすべての国への攻撃とみなし、即時の集団的協議の上、軍事行動が可能とする、と書かれている。

常任理事国の拒否権が与えられ、地域の組織への行動は何も定めていない国連憲章の規定

に反対をして、ラテンアメリカ諸国はチャプルテペックの原則を提唱した。国連憲章の51条の最終草案には「個別的又は集団的自衛の固有の権利」が保持された。ラテンアメリカ諸国に配慮して、「集団的」はチャプルテペックからの引用だ。

国連憲章第2条では「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく」と規定している。

当初の提案は、国際法が、何が国家の「専ら国内管轄権内」であるかを決定できる、と述べていた。アメリカ議会が、「国際法」という言葉を削除することを要求し、削除された。

以来、驚くことではないが、アメリカは、最近ではオバマの無人機戦争など、民間人の殺害と武力行使の両方において国際法に違反し続けている。

国連憲章は、国連システムの司法部門として国際司法裁判所（ICJ）を設立した。国は強制的管轄権に服さなければならないか？アメリカ国務長官エドワード・ステイニウスは、トルーマンに、米上院は、その規定がある国際裁判所規程を批准することはない、と説得した。このようにして、国際司法裁判所は、管轄権に同意する国家に対してのみ、訴訟の管轄権を有することになった。

確かに、1986年のICJは、ニカラグアの港湾施設に機雷を敷設し、ニカラグア政府に対するコントラの反乱への支援により、アメリカの国際法違反を決定したが、アメリカは、決定に拘束されないと行って、裁判所を無視した。

45年間にわたる冷戦のあいだ、拒否権は安保理を無力化した。しかし1991年のソ連崩壊後、拒否権は皮肉なことに、安保理をアメリカへの対抗力に変えた。合法的に軍事力の使用を許可することができる唯一の国際機関が安保理だからである。

国際連合は、イスラエル・パレスチナ紛争の解決の仲立ちに失敗し、核兵器を非合法する条約を発展させることには失敗したが、いくつかのケースでは即時の武力の行使を制限することに成功してきた。

アメリカ政府は、軍事介入に対する安保理の承認を得なければならないと感じている。アメリカは安保理の承認を得ずに武力を使用しているが、同時に、アメリカが悪名高い法の違反者であるということが、世界の国々にますます明らかになっている。

マージョリー・コーン

トマスジェファーソン法科大学教授・ナショナルロイヤーズギルド元会長、IADL事務局次長

<http://www.marjoriecohn.com>

(訳：高部優子)

移民問題

韓国 NGO によるレポートの紹介

弁護士 長谷川 弥生

2015年8月に韓国・ソウルの民弁（韓国の民主的弁護士の団体）事務所において、移民問題や人身取引問題に取り組む韓国の弁護士と交流する機会を得ました。その際、移民問題についての韓国の現状のレポートをいくつかいただきましたので、今後少しずつ紹介していきたいと考えています。日本における移民問題との共通点や相違点を学びながら、民弁の弁護士とも協働して何かできたらいいなと考えています。

今回ご紹介するのは、結婚移民女性の問題、とりわけ政府の取り組みや市民社会における差別の問題です。韓国移民女性センターのレポートを要約してご紹介します。

1 韓国における結婚移民の増加

1990年代以前は、韓国において国際結婚は一般的ではなかったものの、2000年に商業的結婚ブローカーが新しいタイプの国際結婚、具体的には韓国人男性が外国に結婚相手の女性を探しに行き、韓国に連れ帰って結婚する形態を容易にし始めて以来急速に増加した。国際結婚の数は毎年増加しており、とりわけ韓国人男性と外国人女性の婚姻数は1995年以来増加し続けている。

2 結婚移民女性に対する政策により人種差別主義が強化されてしまったこと

国際結婚が増加するにしたがって（例えば2005年には8組に1組が国際結婚であった）、一連の政策や法律が制定された。2006年の婚姻女性とその子どものための社会保障政策、2007年の在韓外国人の保護と婚姻ブローカー管理のための法律、2008年の多文化家族支援法、などである。また多文化家族支援センターが全国に設立され、当初は全国に16か所しかなかったところ、2013年には2000か所にも達している。

しかし外国人女性との結婚は、徐々に韓国の高齢化社会に伴う出産率の低下に対する解決策として利用されている。それは以下のような事実に反映されている。

まず、多文化家族支援法は、支援の対象とする多文化家族を次のように限定している。①移民と、出生時に韓国籍を取得した韓国国民との婚姻からなる家族と、②帰化した者と、出生時に韓国籍を取得した韓国国民との婚姻からなる家族、である。しかし、その他のタイプの移民家族、例えば移民労働者の家族や、中国、北朝鮮や中央アジアの国籍をもつ韓国人の家族は、含

まれていない。

次に、2011年3月7日から、国際結婚をしようとする韓国人、もしくは、外国から配偶者を呼び寄せようとする韓国人には、国際結婚のオリエンテーションプログラムを受講しなければならなくなった。韓国法務省により結婚相手の国籍として規定されている対象国は、中国、ベトナム、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、タイである。その理由は、法務省によれば、統計上これらの国々の出身者との婚姻の離婚率は高く、また帰化申請者も多いからである。そのため、これらの国々からの移民は、韓国籍の配偶者が上記プログラムを受講したときのみ、F-6(婚姻)ビザが与えられる。この政策は、統計に基づく人種差別である、と我々は考えている。

これらの施策による人種差別は、婚姻移民に対する一般市民の見方にも影響している。例えば、西洋人と韓国人の婚姻と、アジアの女性と韓国人の婚姻と二分する見方である。前者は「グローバル家族」、後者は「多文化家族」として社会的偏見を生み出している。他にも例を挙げれば「多文化家族賞」がある。これは特に「献身的な息子の嫁、幸せな家族、子どものお手本となる家族、地域社会に貢献する家族、勤勉な家族」といった家族に与えられる。つまりこの賞は、韓国の伝統的な価値観に従う者に与えられるのであって、多文化とは何を意味するのかについての理解がない。中でも（外国籍の女性が）献身的な息子（韓国人男性）の嫁であることを重視することは、どれだけ結婚移民の女性が韓国社会において伝統的なジェンダーの役割を押し付けられているかを示すものである。これらのジェンダーに基づく社会の圧力は発展途上のアジアの国々からくる女性にのみ押し付けられているのであり、西洋の国出身の女性にはない。

多文化家族が社会的に差別され無視される一方「グローバル家族」は韓国社会においてむしろうらやましがられている。このようなことから、社会的に「多文化家族」と偏見を持って呼ばれる人々はすでに、自分たちが「多文化家族」と呼ばれることを拒否している。なぜならそのような呼び方自体が、ジェンダーに基づく差別や人種差別を含んでいるからである。結果的に韓国政府の結婚移民に対する政策は、社会の認識をジェンダーや人種に基づく差別的視点により二分することとなり、その視点は、真の多文化を発展させるよりはむしろ家父長主義的な血統によるイデオロギーが組み合わさったものであったのである。

3 結婚移民女性に対するジェンダー及び人種に基づく差別の問題化

2006年6月、韓国移民女性の人権センターを含む6つの団体は、韓国人権委員会に対して、商業的な国際結婚ブローカーが行ったジェンダー及び人種による差別に偏った広告について共同で要請を行った。共同要請の内容は次のとおりである。①ブローカーによる、バナーやポスター

速報「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島 開催される

日本国際法律家協会会長 大熊 政一

第3回「原発と人権」全国研究・交流集会が、2016年3月19日と20日の2日間、第1、2回と同じ福島大学を会場として開かれた。全国から裁判当事者を含む被災者・弁護士や市民、弁護士、学者、ジャーナリストなどが集まり、400名を超える参加者となった。

今回の集会は<3.11>からちょうど5年を経過した時点で開かれ、この5年間ではたして復興は進んでいるのか、事故後5年の間に生じた新たな問題に政府・自治体・東電は適切に対応できているのか、被災者に対する補償は進んでいるのか、福島第1原発の廃炉や原発ゼロに向けた展望は見えてきているのか等を検証するとともに、今後の展望をどう見出していくかを議論することを眼目としていた。

第2回集会の中身も充実していたが、今回はさすがにこの5年間における経験や思索・研究の蓄積を反映して、いずれの報告も極めて水準が高く、被災者、弁護士、被害補償や復興、原発ゼロに向けた運動に携わる人々に有益な示唆を与える内容の濃いものとなっていた。

<1日目—全体会>

1日目は全体会で、冒頭に山川剛史氏（東京新聞記者）による「福島第1原発のいま」と、筒井哲郎氏（原子力市民委員会・プラント技術者の会）による「福島第1事故現場の現状と展望」の2報告が、写真や図を用いて分かり易くなされた。汚染水の処理と遮断、使用済み核燃料の除去など何1つ解決のメドが立っていないこと、被ばく労働の実態、技術的に見ると汚染水対策の凍土壁方式は失敗であったことなど、衝撃的な事実が明らかにされた。あわせて政府・東電による業務遂行の組織・機構上の問題点が鋭く指摘され、あるべき業務遂行方法や、将来の廃炉に向けた長期的な計画についての提言もなされた。

次いで被災当事者からの声として、全国脱原発原告団連絡会、新たに結成された原発被害者原告団全国連絡会議からの発言、区域外避難者、区域内避難者、区域内の線引きに悩む被災者、ふるさと喪失に直面する被災者からの切々とした訴えが続いた。

休憩後、鈴木浩氏（福島大学名誉教授、元福島県復興ビジョン検討委員会座長）による報告「福島原発災害—これまでの復興施策の問題点と今後の復興の展望、あるべき復興施策・その方向性」がなされた。これまでの「除染→復興→帰還」という単線型の復興シナリオには限界があること、複線型シナリオが必要であること、市町村を基礎にするのではなく、広域連携と長期的な対応が必要であることなどが、5年間の思索の結果として打ち出された。

などあらゆる形態の、インターネット上かそれ以外かを問わず、ジェンダーもしくは人種に基づく差別という人権侵害の記述を含む広告を非難し、②地方自治体がこれら問題のある広告の監督を怠っていることから、あらゆる国際結婚の家族全員（結婚移民、その配偶者や子ども）の、尊厳や尊重される権利、幸福追求権が侵害されていること指摘し、③商業化された国際結婚ブローカーの問題を解決するため、とりわけ、差別的な広告を規制するための、社会を一体化させる政策や規制法を採用することを提案した。

我々が人種差別問題に注目したのは、2009年7月10日公表されたMr. Bonojit Hussainの事件がきっかけである。彼は、ある中年の韓国人男性から公共のバスの中で、差別的な発言を受けた。この韓国人男性は、彼にこう叫んだのである。「アラブ人、自分の国に帰れ。お前はけがれている。」そのうえHussan氏は警察の捜査過程においても適切な保護を受けられなかった。これは韓国社会における人種差別の実情を示すものであり、存在しているにもかかわらず決して公にされてこなかった出来事である。この出来事をきっかけとしてジェンダー及び人種差別とたたかうNGO連合が結成された。このNGO連合は、法的手段をとり、韓国人権委員会に仲介を求め、公開討論会を組織し、「性的人種的差別への対抗策を学ぶ」という本を出版した。我々は、この事件でジェンダーバイアスがかかった視点にも気が付いた。この韓国人男性は、Hussin氏の隣に座っていた韓国人女性に対しても暴言を吐いたのである。「おまえ、韓国の娼婦、黒人と一緒にいて幸せか。」

パキスタンやバングラデシュからの男性移民と結婚した韓国人女性がこのような攻撃的にあうことは珍しくない。主に9.11の後、ムスリムはテロリストであるという社会の偏見は韓国人女性にも向けられているのである。彼女たちは、ムスリムの移民男性に韓国のビザを取得するために利用されている「かわいそうな女性」「祖国を裏切る安物の女」と言われることが多い。

それとは対照的に、白人男性と婚姻している韓国人女性がこのような目にあうことはまずない。また、人種差別攻撃は、労働者階級の移民に向けられる。このことは、人種差別が外国人排斥の問題の前に、さまざまな差別が組み合わさった問題であることを示している。より複雑な問題なのである。例えば、帰化したウズベキスタン女性は、プサンにあるサウナへの入場が許されなかった。その理由は、2011年9月にHIVに罹患した疑いがある、というものであった。

多くの韓国人は、人種差別は西洋の国における「白人対黒人」の問題であり、我々韓国人は白人から差別される被害者グループの一員だと考えている。この視点が韓国社会における人種差別を見えなくする理由である。我々は韓国における人種差別を、ジェンダーや階級、家父長主義的な血統ナショナリズムの流れの中で理解する必要がある。

JALISA の活動に役に立つ書籍紹介

『戦場体験者－沈黙の記録』
『冬の兵士－イラク・アフガン帰還米兵が語る戦場の真実』

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂

安保法制の下では、自衛官が海外で武力を行使することができるようになるだけでなく、武器を携帯する自衛官が派遣先で治安維持活動に従事することもできるようになる。そうすると、派遣先で一般住民を武力で鎮圧するような恐ろしい事態等が起きかねない。日常生活でいくら穏やかなひとであったとしても、いったん武器を持つと、武器の威力に頼り、強権的に振る舞う可能性がある。

安保法制が続く限り、このような状態が起きる可能性が常につきまとう。同法制の問題を考える上では、武力行使や治安維持活動等のために自衛官を海外に派遣することで生じるかもしれない結果を一つひとつ丁寧に考えていく必要がある。戦争に従事した経験を有する者の証言を読み込んでいくことは、戦場経験が兵士に与える影響を伺い知るための重要な手段の一つとなる。したがって、今号では、戦場経験を綴った以下の書籍を紹介したい。

- (1) 保阪正康『戦場体験者－沈黙の記録』(筑摩書房、2015年)
- (2) 反戦イラク帰還兵の会/アーロン・グランツ (訳：TUP)『冬の兵士－イラク・アフガン帰還米兵が語る戦場の真実』



前者の著者の問題意識は、アジア太平洋戦争の終結から現在にいたるまでの過程で、戦場に派遣された旧日本軍の一般兵士の証言が軽視されがちであったことに鑑み、そのような状況が生まれた理由を分析しようとするところから始まる。その理由として著者は、戦友会が大きな役割を果たしてきたと指摘する。著者によると、戦友会は<英霊>への追悼や供養をすると同時に、旧兵士間で戦争の傷を癒しあう機能等だけでなく、日本軍による軍事行動を正当化し、戦史の語りを統制する役割を担ってきた。このような分析を示した上で、本書は戦没学徒兵に関する記録を語り継ぐ意味、日中戦争に従事した旧兵士による経験と苦悩、元戦犯や旧軍医、旧衛生兵たちの体験・記憶等を多数綴っていく。本書からは、戦争の記憶を語り継ぐことの現代

さらに井戸謙一氏 (弁護士、元金沢地裁裁判長で2006年に志賀原発2号機の差止を認める判決を出した人) による「この5年間の原発関連訴訟の到達点と問題点」と、淡路剛久氏 (立教大学名誉教授、日本環境会議名誉理事長) による「原発被害を権利の面からどう捉えられるか、法的責任論をどう構築するか」の2つの報告があり、いずれも5年間の裁判実践と研究の成果が反映されて、非常に分かり易く、また精緻を極めた解説であり、脱原発訴訟、および福島原発事故賠償訴訟やADRなどに取組んでいる弁護士にとっては、大いに活用できる有益な視点が提供された。

このほか特別緊急報告として、渡辺登代美氏 (弁護士、生業弁護士団) の「裁判所による現地検証手続の報告」、および河合弘之氏 (弁護士、福島原発刑事訴訟支援団) の「東電元会長ら強制起訴の報告」がなされた。

<2日目—分科会および全体会>

2日目は以下の6つの分科会に分かれ、各分科会で充実した討議がなされた。

第1分科会：原発事故の救済と差止

第2分科会：原発ゼロ社会に向けて

第3分科会：核兵器と原発—日本はなぜ核を手放せないのか

第4分科会：現場の取材と報道—課題と問題点

第5分科会：政府の帰還政策を問う

第6分科会：原発被害者・支援交流集会

最後に全体会で各分科会の報告を受けるとともに、集会アピールを採択した。

<第3分科会の概要>

当協会は第2回の研究・交流集会に引続き、日本反核法律家協会と共催で第3分科会を実施した。同分科会は約40名の参加を得て開かれた。佐々木猛也氏 (弁護士、日本反核法律家協会会長) による開会挨拶と問題提起のあと、竹峰誠一郎氏 (明星大学、グローバルヒパクシャ研究会) の「マーシャル諸島発 国際司法裁判所への提訴—核被害を繰り返さない証を求めて」、太田昌克氏 (共同通信編集委員) の「日本はなぜ核を手放せないのか」、黒崎輝氏 (福島大学) の「日本の核政策と反核感情」、嶋原敦子氏 (環境平和研究会代表) の「被災地の人々とどう向き合うか—平和学の立場から」、および山田寿則氏 (明治大学) の「NPT体制の現状と私たちの課題」の5つの報告を受けたうえで、山田氏をコーディネーターとして、上記5名によるパネルディスカッションが行われた。報告およびパネルディスカッションの中では、原発輸出問題にも触れ、日本とインドとの原子力協定をはじめとして、日本と諸外国との間に締結されている原子力協定の問題点についても言及がなされた。

第3分科会の詳細な報告は次号のINTERJURISTに掲載予定である。

的意義を学ぶことができるであろう。

後者は、2004年に米国で結成された「反戦イラク帰還兵の会」(IVAW) が2008年3月に開催した公聴会「冬の兵士 イラクとアフガンスタン 占領の目撃証言」と2008年5月に連邦議会内で議員有志により開催された「冬の兵士フォーラム」で語られた帰還兵による多数の証言、および少数であるが、攻撃を受けた側であるイラク人の証言を集めたものである。本書は、武力行使や占領政策の実施がいかにひとを非人間化するものであるのか、ということを実に語る貴重な証言集である。



反戦イラク帰還兵の会が公聴会を開いた理由を同会の創始者であり、事務局長のケリー・ドーアティは、次のように述べる。「もっとも強く影響を受けた人たち、つまり、イラク国民と兵士と兵士の家族の声や経験談や意見は、しばしば隅に追いやられるか無視されている。富や権力を持つ者だけが歴史を書き、みなに影響を受ける生死の問題に決定的な洞察を加えることができるという考え方に対し、IVAWは異議を唱えようとしている。」(7頁)

歴史はなぜ語られる必要があるのか。それは権力者の行為を正当化するためであるのか。それとも、人間が犯したあやまちを後世に述べ伝えることで、同じあやまちを繰り返さないようにするためであるのか。もしも前者がその主目的であるのだとすれば、私たちは同じあやまちを繰り返すだけでなく、より大きなあやまちを犯すことになるであろう。戦争体験を語ることの意味、あるいは戦争体験が伝えられることの意味は、あやまちの再生産を阻むためにあるのだと信じたい。日本を戦争ができる国家へと変えた安保法制を廃止するためにも、過去の経験から私たちは大いに学んでいかねばならないのである。

新連載 私は憲法9条をこう考える

日本国際法律家協会の会員のなかには、昨年の一連の安全保障関連法の強行可決を目のあたりにし、戦争の放棄を謳う日本国憲法9条の今後の行方が非常に気になっている方々が多数おられると思います。また、会員のなかには、安保法制以前から、9条に対してさまざまな思いや意見を持ちながら、各種の平和活動に従事してこられた方々が多数います。そこで、今後の活動の発展のためにも、個々の会員が有している9条への思いや意見を共有する場として、今号のインタージュリストから、投稿ベースの連載コーナー「私は憲法9条をこう考える」を新設することにしました。皆さまからの積極的な投稿を歓迎いたします。

「ノーベル平和賞」運動について

バンクーバー9条の会世話人 乗松 聡子

JALISAとのつながりは10年前、私の住むカナダ・バンクーバーで2006年6月に開催された「世界平和フォーラム」でそのメンバーの方々に出会ったことがきっかけでした。その後私が日本に一時帰国したときに、笹本潤さんの誘いでJALISAのオフィスを訪ね、入会しました。海外にいて何もお役に立てない存在ですが、今回の寄稿は私のささやかな貢献と思ってください。

今回、私が海外を拠点に活動しながら抱いてきている問題意識をひとつ皆さんと共有したいと思います。

それは「憲法9条を保持している日本国民にノーベル平和賞を」運動についてです。これには何度も賛同や協力のお誘いを受けましたが、私自身は最初に聞いたときから違和感を持ってきました。私は「バンクーバー9条の会」の創設メンバーとして、9条を守り生かしていこうという活動をしてきており、9条に対する基本的姿勢はこの運動を推進してきている人たちと同じであると思います。しかしこの運動にはどうしても賛同できないのです。

私が抵抗を感じるのは、「日本国民にノーベル賞を」と言っているところです。この背景には、9条自体をノーベル賞の対象とはできなかったという事情があることは承知しています。しかし日本人が「日本国民」をノーベル平和賞の対象にするというのは、自分で自分をノミネートすることになります。そもそも賞とは、人から評価してもらうものであり、自分から求めるものでしょうか。「そのどこが悪い、9条は素晴らしいのだから」と反論する人がいるかもしれませんが、この自画自賛性を私が指摘することにはもっと根が深い問題があります。

それは、海外から観察していて、この運動に限らず日本人の「平和運動」は概して自画自賛的、自己中心的なものが多いということです。自分自身もそうでした。日本の被害を強調する「ヒロシマ・

ナガサキ」や都市空襲、物資不足や占領地からの引き揚げの苦労といったことを語ることが「平和教育」だと思っている姿勢は、一步日本の外に出たら通用しないときがあります。

憲法9条はそもそも、千言万語をもって語り尽せない被害をアジア太平洋全域にもたらした日本帝国の軍国主義・植民地主義を牢獄に入れたというような性質を持ちます。しかしこの憲法の懲罰性というものを、日本の9条支持者たちもあまり自覚していないように見えます。逆に、「唯一の被爆国」、「焼け跡から生まれた憲法」といった概念とともに、艱難辛苦から立ち上がり「平和憲法」を守る立派な日本人といったイメージが作られています。「9条にノーベル賞を」という運動にも、日本人が日本の憲法を称賛する、というナショナリズムを感じざるを得ません。実際は日本が何も威張れた存在ではなかったから9条があるのです。最近メディアなどにとみに日本賛美の言説が目立ちますが、それと軌を一にするような動きにさえ見えるのです。

また「日本国民」という表現についてですが、日本国憲法は制定の過程で、占領軍の英語草案で People とあったものを日本側が敢えて「国民」と訳すことによって「国民」ではない人たち、すなわち日本国籍のない人たちが法の下に平等に扱われることを阻止した歴史があります。天皇は憲法施行の前日に最後の勅令「外国人登録令」を出し、在日朝鮮人と台湾人を憲法から切り捨てました。これをどれほどの日本人が知っているでしょうか。私は在日コリアンの友人から聞くまで知らず、心から恥じ入りました。天皇は自分の権限が正式にはく奪される前日にこのようなことを行っていたのです。

日本国憲法は法的には「日本国民」以外の人たちを排除はしていないようですが、在日コリアンや、基地被害を押し付けられ9条の枠外に押しやられている沖縄の人々など、事実上憲法が適用されない状況が続いている人々のことを想えば、容易に「日本国民」とは言えないのではないかという思いがあります。「日本国民」には自分たちは含まれていないと感じる人も多いでしょう。しかしこの人たちは、「日本国民」と憲法上同じ権利を保障されることを渴望してきました。そういう意味で、憲法を保持することに多いに貢献してきたのではないのでしょうか。それなら、その人たちがあまり疎外感を感じないように、たとえば、「憲法9条を保持している人々」という方がよりよいのではないかと思います。

このような感覚は日本にいた時代の私にはありませんでした。カナダで自分は、国籍がないにもかかわらず、市民としてカナダの憲法下でカナダにいるすべての人間と同等の人権を保障されている安心感があります。それを意識して、初めて、日本で日々そのような安心感を持てずに暮らしている人たちの存在に気づいたのです。日本で日本人やっている限りは気づかなかったかもしれません。

私は平和運動に入ったきっかけは原爆の被爆者の方々との出会いであり、米日や他のアジア諸国の学生たちを毎年広島・長崎に連れていく平和の旅に参加し、被爆者の皆さんの声を世

界に届ける活動をしてきました。日本軍がどれだけ極悪非道なことをしたとしても原爆で一般市民が大量殺りくされたことは許されざることです。海外で活動していると、アジア隣国の人々や元連合軍捕虜や遺族たちの中に根強い、「原爆のおかげで助かった」という歴史観に一对多数で立ち向かわざるを得ない場面もあります。私がこの原稿で書いていることはこのような立場から来ているものであり、決して日本の戦争被害者の被害を軽視しているものではありません。

このノーベル賞運動には、9条の国際的認知度を高め、安倍政権の好戦的政策や改憲を阻止する一助にしたいという狙いがあるのだと思いますし、その善意は疑いません。これを機会に、日本人の平和運動のあり方、そして日本国憲法が守ることができてこなかった人たちのことを一緒に考えませんか。

最後に、私の初稿にたくさんの貴重なご意見をくださった JALISA の理事の方々に感謝します。

乗松聡子 (のりまつ・さとこ)

『アジア太平洋ジャーナル: ジャパンフォーカス』(apjff.org) エディター、平和教育団体「ピース・フィロソフィー・センター」(peacephilosophy.com) 代表、「バンクーバー9条の会」(vsa9.org) 世話人。編著に『正義への責任—世界から沖縄へ』(琉球新報社、2015年)、共著に『沖縄の〈怒〉—日米への抵抗』(法律文化社、2013年) など。連絡先メール: info@peacephilosophy.com

新会員紹介

国際会計検定 BATIC アカウンティング・コントローラー 小牧 麻美

はじめまして。小牧麻美と申します。

私の住む街には、70年前マッカーサー元帥が降り立った厚木基地があります。日々戦闘機のゴォーという爆音が鳴り響き、オスプレイが飛来する無機質で不気味な空気に覆われています。大きな墜落事故は、3件。50年前に2件、38年前に1件。30年近くこの街で暮らし、息子を育ててきましたが、おとしまで横浜市青葉区の墜落事故のことを知りませんでした。

この悲劇の主人公は、1歳と3歳の坊やとのお母さんである26歳の和枝さんです。坊やたちは、事故翌日やけどで亡くなりました。和枝さんは、大手術の末、回復していたにもかかわらず、4年後精神病院に送られ、亡くなりました。同じ事が、今日、明日にでも起こり得るという危機感が私の平和活動の原点です。

最近、沖縄国際大学大学院教授、前泊博盛氏の『日米地位協定入門』を読みました。怖い本です。今まで基地問題は、沖縄や厚木基地など周辺住民だけのスポット的なものと捉えていましたが、実は日本全体が基地としてターゲットになっていたのだということを知りました。しかし、思い起こせば20歳の頃、ある若者がすでにそのようなことを語っていたことを思い出しました。きっと、彼は沖縄出身だったのでしょうか。

私は、独身の頃外資系企業に勤めていた時、数字が嫌いなのに会計をやられました。結婚後、子育てをしながら、なぜか国際会計の勉強を続けました。今は、自宅で外国人講師と一緒に子供たちに英語を教えています。その理由のひとつは、外国人とも対等に渡り合って、自分の意見を語れる日本人を育てたいと思っているからです。

国際平和ビューロー コリン・アーチャー氏との会食

昨年、『平和への権利』に出会いました。基地問題に関心のある者にとっては、大変興味深いテーマです。そして、すでに多くの国々と国際NGOが賛成していて、ネットワークがあるということが、混乱している世界へのひとつの解決策になり得るので期待が持てます。

去る1月31日、『世界の軍事支出と日本の選択』というシンポジウムに、平和への権利のメンバーの方々と出席致しました。第一セッションで、IPBのコリン・アーチャー氏とMITのスプラータ・ゴシュロイ氏のお話を伺いました。その感想ですが、国も企業も突き詰めれば、自分のところのバランスシートを如何に良く見せようとするかばかりにいそしんで、そのためなら、本来動物として次世代の子供たちを優先すべきところをないがしろにしていると思いました。学んできた国際会計と教えている子供たちの顔と戦闘機の爆音が私の中で交錯している感じでした。

講演者のコリン・アーチャー氏とは、2月2日に平和への権利の実行委員会の方々と共に会食をする機会を得ました。写真参照 アーチャー氏の左隣りが私です。

彼が初めて来日したのは、18,9歳の頃、ボーイスカウトの世界ジャンボリーだったそうです。息子もボーイスカウトに入っていたので、親近感を覚えました。イギリス代表の5人の若者のひとりだったようで、たぶん、精神的にも肉体的にもそこで鍛えられたのではと推測致します。有名な知識人であられるのに、その身のこなしは自然体、気さくで、人に違和感を感じさせない方でした。



右:小牧麻美 隣り:コリン・アーチャー氏

まず、「あなたの下に300もの組織があるのですね?」と質問すると、「いや、傘を想像してみて。その傘をひっくり返してごらん。私はその一番下の点に位置しているんだ。」

次に、「でも、ブレインですよネ・・・」と言うと、「私も頭を使っているけど、みんなが頭を使って考えている。」と、さすがです。

それから、難民問題も含めリビアの現状について話したり、アメリカ大統領選でどの候補者がいいかなど伺いました。そして、最後に持参したオスプレイと米戦闘機のビデオ映像を見てもらったところ、問題解決の6ステップをすぐに指示してくれました。その内の1~4ステップは、私がこの数年やってきたことを含んでいます。ステップ5 裁判とステップ6 リサーチでは、これから国際法律家協会の先生方には是非ともご指導頂きたいところでございます。

そして、最後になりますが、アーチャー氏から、今年10月に開かれるIPB主催の集会で、平和への権利のワークショップをしたらどうかという提案を頂きました。これを受けて、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会で議論していこうとしています。とにかく、暗くなりがちな今のご時世ですが、平和への権利に携わることによって、世界の平和を願う人々と一緒に明るい未来へと繋げる一歩を着実に歩んでいきたいと願っております。

何卒宜しく願い申し上げます。

JALISA の活動と私

日本国際法律家協会理事 漆原 由香

この新コーナー『JALISAと私』は各理事が持ち回りで寄稿することとなり、今回は私がバトンを引き継ぎました。長くわが国の国際平和活動家たちのよりどころとなり、かつ国際平和学の学術専門誌としても権威ある本機関誌の紙面を、このような駄文により汚すことを深くお詫びいたします——。

とはいえ、私ほど、JALISAによって人生が変わった者もないのであって、『JALISAと私』というタイトルにふさわしいといえるかもしれません。何しろ、JALISAとの出会いがなければ私は結婚していないし、かわいい娘も生まれていないのですから。

私が、夫である川津聡とはじめて出会ったのは、弁護士3年目の2010年、「COLAP V」に参加するためのマニラ行きの国際線搭乗ターミナルでした（でも、印象に残っていません）。川津はマニラで、故・塩川頼男さんと同室でした。

その後、お誘いいただくままにJALISAに入会し、東海支部の石川智太郎先生や中島良子さんに大変かわいがっていただきました。ある日、石川先生が美味しい鍋をごちそうして下さい



川津聡弁護士（2010年）

うので喜んで出かけていくと、なぜか川津もおよばれていたのが2回目の出会いです。石川先生と中島さんがキューピッド役を買って出て下さったのです。

先輩方は、世界中で積極的平和を実現するという崇高な理想のために、私財を投じ、大変な労力を傾けながら、生き生きと活動を続けておられます。

私は浅学非才の身で、「平和への権利」のなんたるかも知らず仲間に加えていただきましたが、皆さんがあたたく迎えて下さり、JALISAが私にとってのホームグラウンドになりました。離婚や相続などの日々の業務に追われて近視眼的になりがちですが、ホームグラウンドに立てば、なぜ私が弁護士になったのかという原点（憲法を護り平和を守る）を確認し、背筋を伸ばすことができるのです。

岐阜県高山市という山奥にいらながらも、スカイプやメールで東京や大阪の皆さんと会議をしたり、国際的な活動に参加させていただけるというのも、JALISAの魅力です。

とはいえ、若手のくせになかなか十分に働くことができず、中心となっておられる先生方にはご迷惑をおかけしており申し訳ございません。少なくとも2人分の会費はきちんと納めます！

——さて、今回は、そもそもの企画の趣旨に立ち返り、ご見識ある先輩方が読み応えのあるリレーエッセイを寄稿して下さいます。どうぞ楽しみに。

「深瀬忠一さんを記念する市民集会—いま、平和憲法をまもり、ひろめる」(札幌)追悼メッセージ・発言紹介

2015年10月5日、日本国憲法の平和主義の研究における第一人者である深瀬忠一さん（北海道大学名誉教授）がお亡くなりになった（享年88歳）。深瀬さんは、長沼ナイキ訴訟や恵庭事件等の平和的生存権をめぐる憲法訴訟を理論面のみならず、実践面でも率いてこられた偉大な研究者でした。深瀬さんは、被害者にも加害者にもならないことをベースとする平和主義を訴えてこられましたが、それに真っ向から反する一連の安全保障関連法が同年9月19日に強行可決されました。深瀬さんは、安保法制の今後のゆくえを強く懸念されながら、永眠につかれたことでしょう。

2016年1月23日、深瀬理論を継承しながら、厳しい情勢においても平和運動を発展させていくために、市民の有志による集会「深瀬忠一さんを記念する市民集会—いま、平和憲法をまもり、ひろめる」が札幌で開催されました。本集会では、平和的生存権の研究者として広く知られる小林武さん（沖縄大学客員教授）がメイン・スピーカーとしてご講演されました。その後、憲法学者や市民運動関係者、キリスト教関係者からの発言がなされ、日本国際法律家協会理事の清末愛砂さん（室蘭工業大学大学院准教授）もその一人として登壇しました。

また本集会では、同じく日本国際法律家協会理事の笹本潤さん（弁護士、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会・事務局長、日弁連国際人権問題委員会・幹事）が追悼メッセージを寄せ、集会の冒頭で全文が紹介されました。

以下では、笹本潤さんと清末愛砂さんのメッセージ・発言の全文を掲載します。

故深瀬忠一先生 追悼メッセージ

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長、日弁連国際人権問題委員会幹事
笹本 潤

私は、現在国連の人権理事会で審議されている平和への権利・国連宣言を成立させるための活動に、NGOとして関わっている東京の弁護士の笹本潤です。国際キャンペーン・日本実行委員会と、日弁連において平和への権利の活動をしています。

本日述べさせていただきたいのは、私が深瀬先生の著作「戦争放棄と平和的生存権」の内容に励まされ、国連の場においても、平和的生存権や平和への権利を国際人権としていく上で多くのエネルギーをいただいたことです。

深瀬先生の本を私なりに読ませていただくと次のようになります。

「日本の平和的生存権は、全世界の人民が持つべき自然権的な普遍的権利であるとされ、このような権利が、1978年国連総会決議など国際社会でも認められるような状況になっている。そして、そのような状況にあって、日本で平和的生存権に関する先進的な実践を作り、それを国際社会の場にも広げていき、成文の国際人権としても確立させていく。そのような活動を日本の市民が中心となって国際社会に働きかけていくべき。」こういう内容が著書に書かれていると受け取りました。

この先生の言葉は、私たちに日本人にとっても、世界中の平和を愛する人びとにとっても貴重であり、いろいろなところで紹介させていただいています。先生の言葉は、平和への権利を実現していく活動の指針としても、今後とも国の内外で輝き続けていくでしょう。私自身も、国連の場でも自信と確信を持って活動できるようになったのも先生の著作のおかげです。この場をお借りして感謝をする次第です。

私個人は、ついに深瀬先生に直接お会いすることはできませんでしたが、その先進的な活動と著作に敬意を表し、今後とも国際社会の場、日本国内の場において、深瀬先生が示唆していただいたことを実践に移すことを誓って追悼のメッセージとさせていただきます。ありがとうございました。

深瀬憲法学の意義を実践と理論の発展にいかす

室蘭工業大学大学院准教授 清末愛砂

室蘭工業大学で憲法学を教えている清末愛砂です。本日の集会では、深瀬先生の直接の教え子ではない私に発言の機会をいただきましたこと、主催者の皆さまに心より御礼申し上げます。また、本集会のメイン・スピーカーとして、沖縄からお越しくださった小林武先生に御礼申し上げます。

私は主には日本国憲法24条や家族法について研究しておりますが、一方、戦争や武力紛争下の女性に対する暴力の問題を平和的生存権等の文脈から研究しておりますので、その意味では深瀬憲法学からは多大なる影響を受けてきました。実は深瀬先生のご著書を参考にさせていただきながら、＜自衛＞の持つ危険性についての論考を書いているまさにそのとき、先生の訃報を耳にしました。その際に、私は2003年9月にコロンビア大学の教授であったパレスチナ人エドワード・サイードの訃報を耳にしたときと同じような感覚を覚えました。パレスチナの状況が極めて悪化しているときにこの世を去ることの無念。深瀬先生も一連の安全保障関連法の成立を憂慮されておられたときに、この世とお別れせざるを得ませんでした。本日は、先生が危惧されておられた平和をめぐる現在の日本社会の危機的状況に鑑み、一人のキリスト者の研究者として発言をさせていただきます。

昨年は、明らかに違憲の戦争法といえる一連の安全保障関連法が強行成立し、このままではいけないよ今年の春から施行されることになります。そうすると、近い将来、戦争、武力による威嚇、武力行使を放棄している日本国憲法の下で、日本の自衛隊が海外で武力行使をする事態が生じる可能性が出てきます。また安倍内閣は、緊急事態条項を憲法内に導入することをはじめとする改憲を今年の国会で目論んでいるようです。緊急事態条項が憲法内に導入されると、震災、対テロ等の名目で国家権力が憲法を一時的に停止し、非常措置をとることが可能となります。そうすると、国家権力は今以上に暴走することでしょう。もはや取り返しのつかないような事態が生まれることにもなるでしょう。まるで目の前で起きているかのように、そのような状況を想像することができる現在、私たちにはそれを防ぐための行動をとることが強く求められていると思います。

安倍内閣の暴走を明確に経験した私たちの今後の運動論において参考になるのが、深瀬忠一先生が主張されてきた「立憲平和主義」「立憲民主平和主義」であろうと思います。深瀬先生は、その代表著作の一冊である『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987年）において、日本国憲法を次のように表現されておられます。少し長いですが、引用いたします。

「日本国憲法は、とくに第9条において、戦争と軍備・戦力を禁止したことおよび司法審査制により基本的人権の守護を主任務とする憲法保障機能により、立憲主義が平戦・国防権力の制限による国民の『平和的生存権』の法的保障にまで徹底した—真の立憲平和主義の—最初の例となったといつてよい。換言すれば、日本国民は憲法によって保障されている『平和的生存権』に対する

戦争と軍備と戦争準備のための侵害に対し、司法審査権を保持する裁判所にその救済・保護を求める権利を保持しているのだから、国民（個人とその総体）の平和に対する権利は、法的な『真の権利』となったといつてよいのである。」(261頁)

深瀬先生はこう書かれた上で、自衛権に対する制限の文脈から、「『明示的に』禁止・制限された戦争遂行・武力行使や軍備・戦力保持の権限を、『自衛権』の名において再び導入し、それによってまさに守護を徹底しようとした国民の基本的人権（平和的生存権）を侵害抑制しようとすることは、二重・三重の意味で反立憲主義的解釈であり、とうてい容認することはできない。」(同上)とおっしゃっています。

これは現在の文脈においても非常に重要なご指摘です。いや、むしろ国家権力による暴走が現在進行形であるからこそ、深瀬先生のご指摘はさらに大きな意味を持つものになっていると思います。安倍内閣やその取り巻きは、積極的軍事主義がその本質である<積極的平和主義>なるものを掲げ、日本の軍事的プレゼンスを対外的に示すことに躍起になっています。その際に彼らが用いるのが国家防衛や自衛です。まさに深瀬先生が問題にされた通り、反立憲主義的解釈により、自衛の名の下で戦争遂行や武力行使の権限を自らの手におさめ、彼らの思惑通りの政策を進めているのです。それにより、私たちの生命への権利が侵害されようとしています。

だからこそ、私たちは彼らがその価値を徹底的に貶めようとしている日本国憲法の真髄である立憲平和主義、立憲民主平和主義を取り戻さなければなりません。それこそが、深瀬憲法学を再度受け止め、実践と理論の発展にいかしていくことになるのだと信じています。皆さま、国家権力の危険きわまりない動きを止めるためには、民衆による圧倒的な総抵抗が必要です。この動きを止めることができなければ、深瀬憲法学の学究的・実践的蓄積とその価値が無になってしまいます。皆さま、今年は大変厳しい年になると思いますが、さまざまな思惑により分断されることなく、連帯していきましょう。

「平和を実現する人々は、幸いである」(マタイによる福音書5.9)。ご清聴、ありがとうございました。

JALISA活動日誌

2016年		
1月	15日	日本国際法律家協会・第1回理事会
	23日	第1回COLAP―6日本準備会
	23日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
2月	2日	国際平和ビューロー事務局長コリン・アーチャー氏との交流
	20日	第2回COLAP―6準備会
	19日	平和への権利・国会議員要請
	25～27日	ネパールにおいてCOLAP―6国際準備会に参加
3月	4日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
	7日	日本国際法律家協会・第2回理事会
	8日	第3回COLAP―6日本準備会
	19～20日	原発と人権全国研究交流集会 in ふくしま
	25日	平和への権利・院内集会

今後の予定		
4月	11日	第3回COLAP―6日本準備会
	16日	平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
5月	13日	日本国際法律家協会・第3回理事会
6月17～19日		COLAP―6(カトマンズ)

編集後記

今号では、6月にネパールで開催される第6回アジア太平洋法律家会議（COLAP-6）の準備に向けた関連記事を紹介しております。本会議に参加予定の会員の方はもちろんのこと、残念ながら諸々の理由で参加できない会員の方もJALISAの活動に関連する重要な情報が含まれていますので、ぜひお読みください。また、国際民主法律家協会（IADL）の活動報告やJALISA関係者がかかわってきた平和への権利の法典化に向けた国内外の動きに関連する記事の他、海外情報として韓国の結婚移民問題のレポートも掲載しています。今後もJALISAの活動に関連する海外情報を積極的に紹介していきたいと思っておりますので、皆さま、ぜひ情報をお寄せください。今年は、戦時体制の構築がさらに進むことになるかと思うと震えが止まりません。しかし、このような情勢にあるからこそ、より一層、日本国憲法上の平和的生存権の意義を再考し、活用していくことが求められていると思います。インタージュリストがこのような活動の一助となれば幸いです。（清末愛砂）